

委員限り

沖縄県障害福祉計画【案】

第4期

【平成27年4月～平成30年3月】

沖 縄 県

目 次

I 障害福祉計画（第4期）の策定にあたって	
1. 趣旨及び基本理念	4
2. 性格と位置づけ	4
3. 基本的な考え方	5
4. 策定体制、計画期間及び進捗管理	6
5. 区域の設定	6
6. 県民の意見	7
II 障害者の現状（障害者手帳発行数の状況）	
1. 人口	8
2. 障害者（障害者及び障害児）の状況	9
III 障害福祉計画（第4期）の成果目標	
1. 施設入所者の地域生活への移行	16
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	20
3. 障害者の地域生活への支援	24
4. 福祉施設から一般就労への移行	26
IV サービスの提供体制の確保	
1. 見込みの方法	34
2. 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込み量と確保策	35
3. 障害福祉サービス等の資質の向上のために講ずべき措置	48
4. 都道府県地域生活支援事業に関する事項	51
V 圏域ごとのサービス基盤整備計画について	
1. 沖縄県全体	
(1) 北部圏域	
(2) 中部圏域	
(3) 南部圏域	
(4) 宮古圏域	
(5) 八重山圏域	

参考資料

- 1. 計画策定の経緯等
- 2. 国の基本指針

1 障害福祉計画の策定にあたって

1 趣旨及び基本理念

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月より「障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援
法」という。))の施行により、それまで身体・知的・精神障害といった障害区分
ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害
の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す、障害
区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

本県では、これまでに第1期から第3期の障害福祉計画（平成18年度から平
成26年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活
支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を
確保することを目的として、取り組んできました。

その間、本県では、平成21世紀ビジョン（平成22年策定）で示した将来像
の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者基
本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、本県の障害者施策の基本的方向を定めた
「第4次沖縄県障害者基本計画」を平成26年3月に策定しました。

この第4次沖縄県障害者基本計画のうち、障害福祉サービスへの提供体制の確保
等に関する内容については、沖縄県障害福祉計画と整合を保ち、推進することと
してあります。

今回、障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定め
る基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）を踏まえつつ、平成21世紀
ビジョンで示した将来像の実現を基本理念として掲げ、沖縄県障害福祉計画（第
4期）（以下「本計画」という。）を策定します。

【*】国の基本指針
「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自
立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第
395号）〔最終改正 平成26年5月15日〕

2 性格と位置づけ

(1) 本計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、市町村の障害福祉計画の運
成に資するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供
体制の確保に関して広域的な見地から策定しています。

(2) 本計画は、第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービスへの提供体制に関
連する部分と整合をとるものです。そのため、同基本計画の基本的な考え方や
施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定しています。

(3) また、本計画は、本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月)」や障害者福祉に関する他の県計画と整合を図りつつ、策定しています。

3 基本的な考え方

国の基本指針を踏まえ、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービスの提供体制を計画的に確保します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の整備

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)及び日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センター)の充実を図り、地域で質の高いサービスが提供されるようサービスの提供体制の整備を推進します。

(2) グループホームの充実及び地域生活支援拠点の整備

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援の推進により、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を推進します。

また、必要な障害福祉サービスの提供体制を整備することによって、障害者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するための拠点整備について、各圏域の障害者自立支援連絡会議を活用し、地域の実情に応じた拠点整備を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の促進

就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センターの就業支援策の充実、活用を図ることにより、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、国及び県の労働関係部局などの関係機関との連携のもと、雇用の場の拡大を図ります。

(4) 相談支援体制の充実

福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を推進します。

(5) 障害児支援の強化

障害児が必要とするサービスや相談支援の充実を図り、円滑な障害福祉サービス提供が行われるよう、サービス提供体制や相談支援体制の確保を推進します。

4 策定体制、計画期間及び進捗管理

(1) 策定体制

この計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」(委員は、障害者や障害福祉事業従事者、学識経験者等15名)における意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。

(2) 計画期間

この計画の期間は、平成27年4月から平成30年3月までの3年間とします。

(3) 進捗管理

ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価をします。

イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

5 区域の設定

第4次沖縄県障害者基本計画で設定した障害保健福祉圏域(北部・中部・南部・宮古・八重山の5つの圏域)別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取り組みによって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計11市11町19村)	市町村名
北部障害保健福祉圏域 (1市1町7村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害保健福祉圏域 (3市3町5村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部障害保健福祉圏域 (5市5町6村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害保健福祉圏域 (1市1村)	宮古島市、多良間村
八重山障害保健福祉圏域 (1市2町)	石垣市、竹富町、与那国町

6 県民の意見

計画の策定にあたっては、「沖縄県障害者施策推進協議会」の意見を反映させるほか、障害者等の実情やニーズを把握し、意見を反映させるため、障害者等を含め広く県民に意見（アンケート）を求めました。

○ アンケートの実施状況

① 意見募集の期間
平成27年2月日（ ）から平成27年 月 日（ ）まで

② 公表方法等
県のホームページに掲載するとともに、沖縄県行政情報センター（県庁2階、宮古事務所1階、八重山事務所1階）に備え付けるなど、県民

の皆様が自由に閲覧できるようにしました。

③ 意見の提出方法

郵送（はがき、封書）、ファックス、電子メール

○ 提出意見の状況

① 意見の総数

個人、団体別

提出方法別

② 意見の内容

11 障害者の現状

1 人口

全国的に人口が減少傾向にあるなか、沖縄県の総人口は増加傾向で推移してきてきましたが、平成24年（2012）の推計では、2020年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、本県も人口減少社会となることか予測されています。

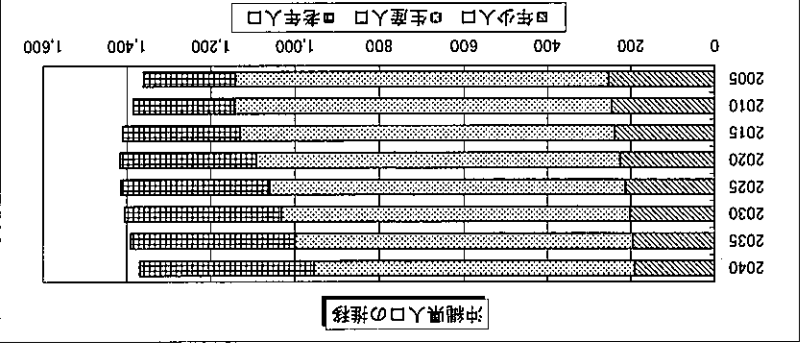
一方で年少人口（15歳未満）は減少し続けており、生産人口（15歳から64歳）は、実数としては増加しているものの、今後は減少に転じ、老年人口（65歳以上）が今後ますます増加していくことか予想されます。

単位：千人

	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
人口	1,362	1,393	1,410	1,417	1,414	1,405	1,391	1,369
年少人口	254	246	238	226	213	201	195	191
生産人口	888	898	893	866	848	831	805	763
老年人口	219	241	279	324	353	373	391	415

〔資料〕平成17年、22年は国勢調査（総務省）、27年以降は国立社会保険・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成24年1月推計）」

沖縄県人口の推移



(単位：人)

圏域別人口

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)
沖縄県全体(11市11町19村)	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,410,269
北部障害保健福祉圏域(1市1町7村)	100,132	102,483	101,272	100,065
中部障害保健福祉圏域(3市3町5村)	446,403	464,371	478,619	486,588
南部障害保健福祉圏域(5市5町6村)	667,393	688,706	707,219	718,690
宮古障害保健福祉圏域(1市1村)	55,587	54,863	53,270	51,662
八重山障害保健福祉圏域(1市2町)	48,705	51,171	52,438	53,264

2 障害者（障害者及び障害児）の状況

(1) 身体障害

身体障害者手帳交付者数は直近の数値である平成25年度末で67,205人となっており、県人口の4.8%となっています。

障害別に見ると、肢体不自由障害（43.6%）、内部障害（37.8%）で全体の約8割を占めます。平成17年度からの増加率で見ると、内部障害の伸びが最も大きくなっています。

等級別で見ると、1級・2級の比較的重い障害者の割合が全体の50.9%となっています。

身体障害者手帳交付台帳登録件数の推移(年齢別) (単位:件)

障害区分	年齢区分	平成17年度	平成22年度	平成25年度
視覚障害	18歳未満	82	66	58
	18歳以上	4,115	4,440	4,179
	計	4,197	4,506	4,237
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	205	196	168
	18歳以上	5,972	7,289	7,144
	計	6,177	7,485	7,312
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	11	16	16
	18歳以上	734	830	802
	合計	745	846	818
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	921	923	900
	18歳以上	26,331	29,649	28,497
	計	27,252	30,572	29,397
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	231	261	273
	18歳以上	17,185	24,128	25,145
	計	17,416	24,389	25,418
合計	18歳未満	1,450	1,462	1,415
	18歳以上	54,337	66,336	65,767
	等級等不明	-	44	23
	合計	55,787	67,842	67,205

出典:H17は厚生労働省報告第14表より
H22、H25は障害福祉課業務資料より

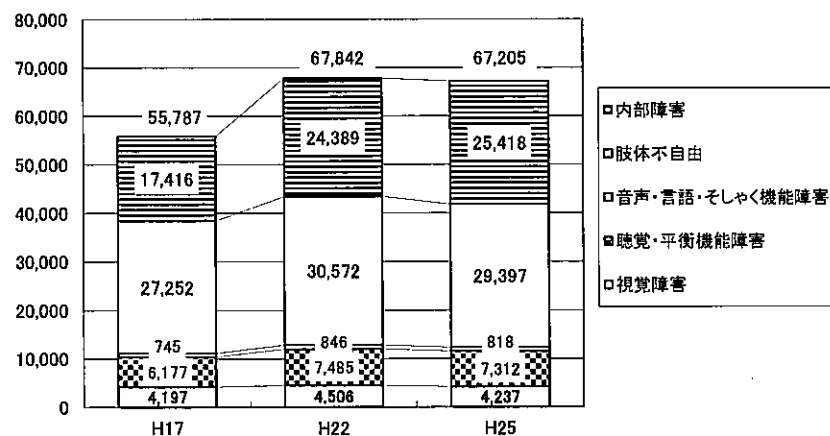
圏域別 身体障害者手帳交付台帳登録件数(平成25年度)

(単位:件)

程度	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
視覚障害	18歳未満	2	20	33	2	1	58
	18歳以上	358	1,213	2,036	341	231	4,179
	計	360	1,233	2,069	343	232	4,237
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	8	60	89	10	1	168
	18歳以上	514	2,422	3,263	440	505	7,144
	計	522	2,482	3,352	450	506	7,312
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	4	10	1	0	16
	18歳以上	76	263	374	37	52	802
	合計	77	267	384	38	52	818
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	62	335	452	25	26	900
	18歳以上	2,412	9,082	14,184	1,391	1,428	28,497
	計	2,474	9,417	14,636	1,416	1,454	29,397
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	18	104	134	9	8	273
	18歳以上	1,688	8,744	13,187	766	760	25,145
	計	1,706	8,848	13,321	775	768	25,418
合計	18歳未満	91	523	718	47	36	1,415
	18歳以上	5,048	21,724	33,044	2,975	2,976	65,767
	等級等不明	-	-	-	-	-	23
	合計	5,139	22,247	33,762	3,022	3,012	67,205

出典:H25 障害福祉課業務資料

身体障害者手帳交付件数(障害種別)



身体障害者手帳交付台帳登録件数の推移(等級別) (単位:件)

障害区分	等級			障害区分	聴覚・平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			肢体不自由障害(上肢・下肢・体幹・運動機能障害)			内部機能障害(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)			合計			
	1級	2級	3級		1級	2級	3級	1級	2級	3級	1級	2級	3級	1級	2級	3級	1級	2級	3級	
平成25年度	2,010	1,127	241	329	1,933	329	39	63	477	239	0	0	7,976	8,528	8,422	4,749	4,603	2,421	1,250	29,421
平成22年度	2,204	946	277	329	2,003	329	31	61	511	243	0	846	7,456	8,528	8,422	4,630	4,607	2,246	1,171	30,572
平成17年度	2,124	1,113	277	329	1,859	332	16	35	468	226	0	745	7,456	8,528	8,422	4,630	4,021	2,246	1,171	27,252
合計	4,197	2,204	504	658	4,506	658	47	129	1,449	470	0	1,591	15,438	17,056	16,844	9,260	9,218	4,492	2,421	99,411
等級	1級	2級	3級	合計	1級	2級	3級	合計	1級	2級	3級	合計	1級	2級	3級	合計	1級	2級	3級	合計
平成17年度	1,918	1,079	1,127	4,124	1,859	1,079	1,127	4,065	468	226	0	745	7,456	8,528	8,422	4,630	4,021	2,246	1,171	27,252
平成22年度	19,198	11,026	11,974	42,198	19,198	11,026	11,974	42,198	4,693	7,208	7,145	19,046	4,693	7,208	7,145	19,046	4,693	7,208	7,145	19,046
平成17年度	22,223	12,369	13,976	48,568	22,223	12,369	13,976	48,568	2,781	3,889	4,291	11,961	2,781	3,889	4,291	11,961	2,781	3,889	4,291	11,961
合計	55,787	29,417	30,572	115,776	55,787	29,417	30,572	115,776	17,416	24,389	25,417	67,222	17,416	24,389	25,417	67,222	17,416	24,389	25,417	67,222
等級等不明	-	44	-	44	-	44	-	44	-	44	-	44	-	44	-	44	-	44	-	44
合計	55,787	29,461	30,572	115,821	55,787	29,461	30,572	115,821	17,416	24,433	25,417	67,266	17,416	24,433	25,417	67,266	17,416	24,433	25,417	67,266

出典:H17は厚生労働省報告第14表より、H22、H25は障害福祉課業務資料より

(2) 知的障害

療育手帳交付件数は、平成25年度末で13,594人となっており、県人口の約1%となっています。平成22年度末と比較すると1,466人、率にして約12%増加しています。

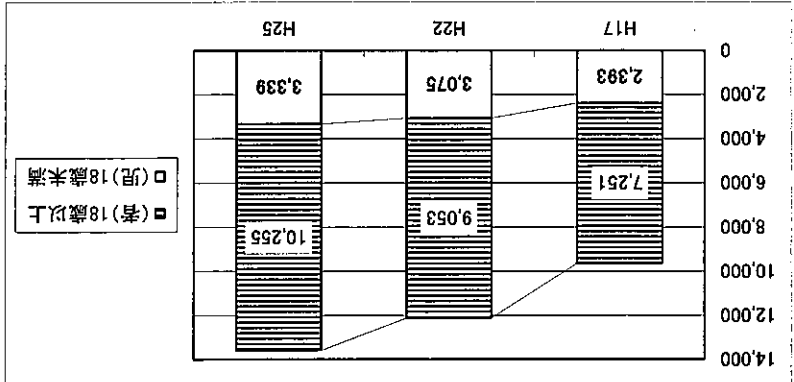
程度別で見ると、最重度(A1・A2)の判定を受けている者は、4,409人で全体の32.4%となっています。

療育手帳交付件数の推移 (単位:件)

程度	年齢区分			合計
	平成17年度	平成22年度	平成25年度	
最重度(A1・A2)	(児)18歳未満	702	810	825
	(者)18歳以上	2,536	3,153	3,584
合計	3,238	3,963	4,409	
中軽度(B1・B2)	(児)18歳未満	1,691	2,265	2,514
	(者)18歳以上	4,715	5,900	6,671
合計	6,406	8,165	9,185	
(児)18歳未満	2,393	3,075	3,339	
	合計	9,644	12,128	13,594

出典:H25障害福祉課業務資料

療育手帳交付状況(年齢別)



圏域別 療育手帳交付件数(平成25年度) (単位:件)

程度	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
最重度 重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	33	253	503	23	13	825
	(者)18歳以上	311	1,206	1,814	129	124	3,584
	計	344	1,459	2,317	152	137	4,409
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	150	842	1,386	44	92	2,514
	(者)18歳以上	624	2,086	3,406	264	291	6,671
	計	774	2,928	4,792	308	383	9,185
合計	(児)18歳未満	183	1,095	1,889	67	105	3,339
	(者)18歳以上	935	3,292	5,220	393	415	10,255
	計	1,118	4,387	7,109	460	520	13,594

出典:H25障害福祉課業務資料

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は毎年増加しており、平成25年度時点における交付数は21,247人となっており、県人口の1.5%を占めています。

程度別で見ると、1級(重度)の精神障害者は全体の27.1%となっています。

なお、交付数は、当該年度における新規交付数及び更新交付数の合計です。

また、精神保健福祉手帳の有効期間は2年間となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付申請状況 (単位:件)

	1級	2級	3級	計
H22	1,331	2,720	735	4,786
H23	1,682	3,440	975	6,097
H24	1,343	3,873	699	5,915
H25	2,279	3,864	1,271	7,414
年度未交付者数	5,782	12,210	3,255	21,247

出典:「沖縄県における精神保健福祉の現状 平成25年」
(沖縄県保健医療部健康長寿課)

精神障害者保健福祉手帳承認件数(平成25年度) (単位:件)

等級	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
1級	321	1,728	1,945	83	89	4,166
2級	525	3,391	4,990	251	196	9,353
3級	132	920	1,233	60	50	2,395
合計	978	6,039	8,168	394	335	15,914

出典:沖縄県保健医療部健康長寿課

精神科病院への入院・通院患者の状況は、入院が減少傾向を示していますが、通院については、毎年増加しています。

入院・通院患者数(毎年6月末現在)の推移 (単位:人)

	平成17年	平成22年	平成24年
入院患者数	5,320	5,112	5,034
通院患者数	31,171	37,579	39,707
合計	36,491	42,691	44,741

出典:H24障害福祉課業務資料

なお、精神障害者保健福祉手帳交付者数と精神科病院への入院・通院患者数に差があるのは、精神障害者が障害福祉サービスや自立支援医療(精神通院)の給付を受ける場合に当該手帳所持を要件とされていないこと等により、当該手帳の交付を受けない場合があるためと考えられます。

(4) 発達障害、難病

現在、国や本県においては、発達障害者や難病患者数の公的な数値はありませんが、

発達障害者や難病患者の公的な数値はありませんが、
 参考として、発達障害については、乳幼児健康診査における精神発達（発達・行動・社会性・情緒等）、言語発達（言語発達・構音障害・吃音等）の有見率
 が、平成24年度で1歳6ヶ月健診が6.0%、3歳児検診で5.3%であり、こ
 こ数年数値が上昇しています。

難病については、身体障害者手帳を所持している場合があります。また、特
 定疾患医療発給者証を交付されている者は、8,371人（平成25年3月から平
 成26年2月）となっています。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1歳6か月児	受診率	86.9	86.5	86.9	86.9
	有見率	5.4	5.9	6.0	5.6
3歳児	受診率	80.5	82.2	83.9	84.0
	有見率	5.3	5.4	5.3	5.9

※H28年度から一部形状方法が変更となっているため、有見率に影響があります。

(単位：%)

気になる子の有見率について

III 計画の成果目標

障害者の自立に向けた支援を計画的に推進していくため、障害者の入所施設や
 精神科病院から地域生活への移行を促進し、障害者が必要とする福祉サービス
 地域において計画的に提供できる体制を確保するため、具体的な成果目標を設定
 し、その達成状況を把握しながら進めることとします。
 本計画では、国の基本指針及び本県の実情を踏まえ、次のとおり平成29年度
 までの成果目標を設定し、各種施策等の取り組みにより、その目標の達成を目指
 します。

【成果目標】

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 障害者の地域生活への支援
- 4 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活
 への移行の推進について、第1期計画策定以降の組んできたところですが、更
 なる地域移行を推進するため、次の2点を成果目標として設定します。

(1) 地域生活移行者の増加

【基本指針の考え方】

○ 国の基本指針では、平成25年末時点の施設入所者数の12%以上が地域生
 活へ移行を基本としつつ、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定
 することが適当であるとされています。

※なお、児童福祉法の改正により、これまで指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上
 の入所者について、障害者自立支援法に基づき障害者支援施設等として指定を受けて引き続き
 入所させることとした入所者数を除いて設定。

【沖縄県の現状】

○ 県は、第3期計画において、平成17年10月1日時点の入所者数2,761
 人から、平成25年度末までに689人(25%)を地域生活へ移行させる目標
 としてきたところ、平成25年度末までに655人(23.7%)が「グループホー
 ムや家庭復帰などの地域生活への移行を行っています。

○ 第3期計画中の地域生活移行者は、平成24年度で57人、平成25年度で

36人と地域移行者は減少傾向にあります。施設から地域生活に移行する者の数が減少している主な理由として、

- ア 施設入所していた障害者のうち、グループホーム等の整備を推進した結果、地域生活の移行が可能な障害者については、すでに地域生活が果たされたこと、
- イ 現在、施設入所している障害者は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっていること、
- ウ 入所している障害者で地域移行が可能な者であっても、希望地域におけるグループホーム等の受け皿が十分でないこと、などが考えられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績などを踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成25年度末の施設入所者数と比較した地域生活移行者の割合を5.4%に設定します（別表1）。

(2) 施設入所者の削減

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成25年末時点の施設入所者数から4%以上の削減を基本としつつ、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。
- 関連して、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域における居住の場としてのグループホームの充実など、サービスの提供体制を整えるとともに、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、入所施設の定員総数についても国の基本指針を踏まえて検討する必要があります。

【沖縄県の現状】

- 県は、第3期計画において、施設入所者の削減について、国の基本指針（1割以上の削減）を超える目標値12%（331人の減少）としました。第3期計画期間中である平成25年度末時点で15.9%（440人の減少）と目標値を超えているところです。
- 理由として、高齢者福祉施設等への移行、転院、死亡の他に、利用者本人の地域移行に対する意思の尊重、及び障害者自立支援法施行以降のサービス再編に伴うグループホームの増等も含めた地域移行への積極的な取組の結果と考え

られます。

- 指定障害者支援施設の入所定員数について、平成25年度4月1日における本県の障害者支援施設の入所定員は2,365人で、利用者数は2,348人（充率99.3%）です。この数値と平成27年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、平成29年度の定員は2,240人になります。

各年度の必要入所定員総数

必要入所定員総数				単位:人
平成25年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
2,365	2,325	2,285	2,240	

【第4期計画の成果目標】

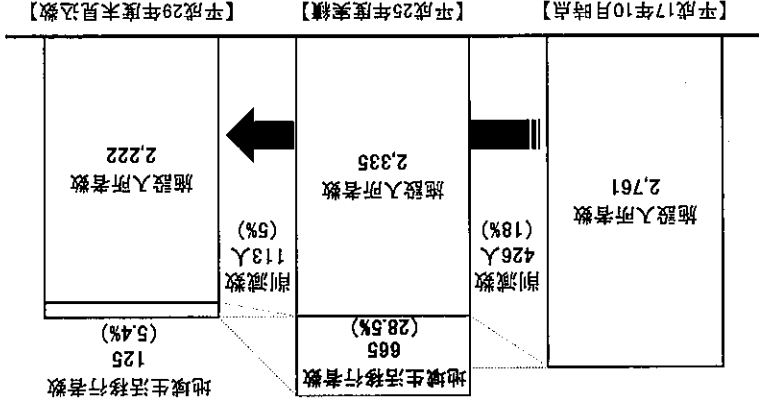
- 本画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成29年度末の施設入所者を平成25年度末の施設入所者を比較した削減割合を5%と設定します（別表1）。

○目標値

(別表1)

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,335人	平成25年度末現在の施設入所者数とする。
目標年度入所者数 (B)	2,222人	平成29年度末時点の入所施設の利用見込者数とする。
削減見込数(A-B)	【目標値】 113人	平成29年度末の入所施設の定員の削減見込み数とする。平成25年度末の入所定員と比較して、削減率は5%とする。
地域生活移行者数	【目標値】 125人	平成29年度末までに施設入所から地域生活へ移行する者の数とする。平成25年度末の施設入所数から、地域生活移行者の割合を5.4%とする。

福祉市施設の入所者の地域生活への移行



【備考】
 ・福祉施設の入所者とは
 福祉施設のうち、障害者支援施設に入所している者をいう。
 ・地域生活移行とは
 ・福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、家庭復帰、単身生活(公営住宅、アパート等)へ移したものをい、病院、他人所施設(老人、障害)、死の場合には地域生活移行に含まない。

【目標達成のための具体的な取組】

- 福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについて、在宅の障害者の需要を踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、拡充する必要があります。
- このため、更なる地域移行を促進するため、グループホームを新築、改修する際の補助について、引き続き行います。
- また、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26年4月から創設された本体住居と連携したサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に集団指導等を通して、情報提供を行います。
- 相談支援事業所などの相談窓口を充実させ、福祉施設との連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した障害者の定着支援に努めます。
- また、福祉施設の相談員等が、利用者本人の希望等を踏まえながら、できる限り早い段階から地域の相談支援事業所と連携しつつ、障害者が地域で生活するための必要な環境整備を推進するために必要なスキルを向上させるよう研修内

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 地域移行を想定した日常生活、健康管理、金銭管理等の生活訓練を計画的に実施するため、サード等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を作成するサード等管理責任者に対して、質の高い地域移行支援が可能となるよう研修内容の充実を行います。
- 施設入所については、真に施設入所が必要と判断される者であることから、施設入所者を希望する者に対して、本人の意思を踏まえつつ、地域生活の継続について十分に検討するため、相談支援専門員等の質向上に努めます。

国の基本指針では、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成26年厚生労働省告示第65号)に示された入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現を目指すという方針を踏まえ、精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値について、次の成果目標を掲げます。

(1) 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、入院3ヶ月時点の退院率(ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して三月以内に退院した者の割合をいう。以下同じ)について、平成29年度における目標値を64%以上としています。

【沖繩県の現状】

- 沖繩県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後3ヶ月時点の過去5カ年(平成20年度から平成24年度の当該年度6月入院患者の状況)の退院率の平均値は、60.8%となっています(別表2)。

【第4期計画の成果目標】

- これまでの実績を踏まえつつ、個々の病状や退院後の地域での生活支援等、障害者本人の体調等、考慮すべき点はあるものの、入院生活を短期とし、早期における入院後3ヶ月時点の退院率〇%を目標値として設定します。

目標値	平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率	〇%
-----	--------------------------	----

(2) 入院後1年時点の退院率の上昇

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、入院1年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して一年以内に退院した者の割合をいう。以下同じ）について、平成29年度における目標値を91%以上としています。

【沖縄県の現状】

- 沖縄県内の精神科病院に入院した精神障害者の入院後1年時点の過去5カ年（平成20年度から平成24年度の当該年度6月入院患者の状況）の退院率の平均値は、86.7%となっています（別表2）。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえつつ、個々の病状や退院後の地域での生活支援等、考慮すべき点はあるものの、入院生活を短期とし、早期の地域生活を実現するため、国の基本指針に基づき、平成29年度6月末時点における入院後1年時点の退院率〇%を目標値として設定します。

目標値	平成29年度における入院後1年経過時点の退院率	〇%
-----	-------------------------	----

各年度6月の新規入院者の退院状況

(単位:人、%)

調査年度	新規入院	6月	7月	8月	入院後 3ヶ月経過	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	1年時点 の退院率
H20	587	133	162	85	380	53	32	13	9	6	6	11	5	1	516
	残存数	454	292	207	64.7%	154	122	109	100	94	88	77	72	71	87.9%
H21	527	96	126	89	311	68	22	16	10	8	5	9	3	6	458
	残存数	431	305	216	59.0%	148	126	110	100	92	87	78	75	69	86.9%
H22	622	140	136	91	367	64	35	18	11	7	9	10	5	8	534
	残存数	482	346	255	59.0%	191	156	138	127	120	111	101	96	88	85.9%
H23	654	129	174	97	400	69	33	11	13	6	7	9	9	4	561
	残存数	525	351	254	61.2%	185	152	141	128	122	115	106	97	93	85.8%
H24	568	117	122	103	342	66	34	12	13	6	6	6	4	5	494
	残存数	451	328	226	60.2%	160	126	114	101	95	89	83	79	74	87.0%

出典:

(3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

【基本指針の考え方】

- 国の基本指針では、平成29年6月末時点の長期在院者（入院期間が1年以上の者）を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを目標値としています。

【沖縄県の現状】

- 沖縄県内の精神科病院に入院する精神障害者は平成24年6月時点で5,034人、長期在院者は3,197人となっており、長期在院者の割合は63.5%となっています。
- 入院患者のうち、65歳以上の高齢者が2,205人と43.9%を占めており、高齢化が進んでいます。
- 長期在院者の3,197人の内、1年以上5年未満が1,712人(53.6%)、5年以上10年未満が632人(19.8%)、10年以上20年未満が504人(15.7%)、20年以上が349人(10.9%)となっています。
- 長期在院者数の減少数は、平成20年から平成24年までの5年間で、120人(H20:3,317人→H24:3,197人)となっており、減少傾向にあります。
- しかしながら、長期在院者の退院を進めるにあたり、地域生活の受け皿となる家族等の受け入れ、グループホーム等が十分ではない状況や、居住の場を地域へ移すにあたり、病院と相談支援事業所等との連携が十分とは言えないなどの状況があります。
- また、受け入れ先となる障害福祉サービス事業所の支援員等の質の向上も課題としてあげられます。

【第4期計画の成果目標】

- 本計画においては、これまでの実績を踏まえつつ、長期在院者を減少させるための取り組みとして、グループホーム等の受け皿整備及び精神障害者を支援する者の資質向上のための研修事業の充実を図り、早期の地域生活を実現するため、平成29年度6月末時点における長期入院患者の減少率を〇%として設定します。

目標値	平成29年6月末時点における長期在院者数の 平成24年度末時点からの減少率	〇%
-----	--	----

【目標達成のための具体的な取組】

○ 入院中の精神障害者の地域移行を促進するため、グループホーム△等住まいの場の整備を進めます。

○ 市町村、相談支援事業所、医療機関等の連携による移行支援を強化していくとともに地域生活へ移行した精神障害者の定着支援に努めます。

○ 地域における医療（精神科病院）と福祉（市町村、相談支援事業所等）の接善を目的に連携体制整備推進員（コーディネーター）を配置し、連携体制を整備します。

○ 精神障害者の退院意欲の促進や退院後の地域生活のイメージをもちょうため、障害福祉サービスへの短期利用等を行い、退院後の地域生活が円滑にいくよう地域定着試行事業を行います。

○ 精神障害者を支援するために必要なスキルを向上させるための研修を実施し、質の高い地域移行支援が可能となるよう研修内容の充実を行います。

○ 精神障害者の地域生活を充実させるため、地域活動支援センター、就労継続支援事業所A型及びB型、就労移行支援事業所などの日中活動の場の利用促進に努めます。

○ 平成26年4月に施行された「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、また平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることから、障害者に対する差別や偏見を解消するための広報啓発を進め、障害者の特性の理解を促します。

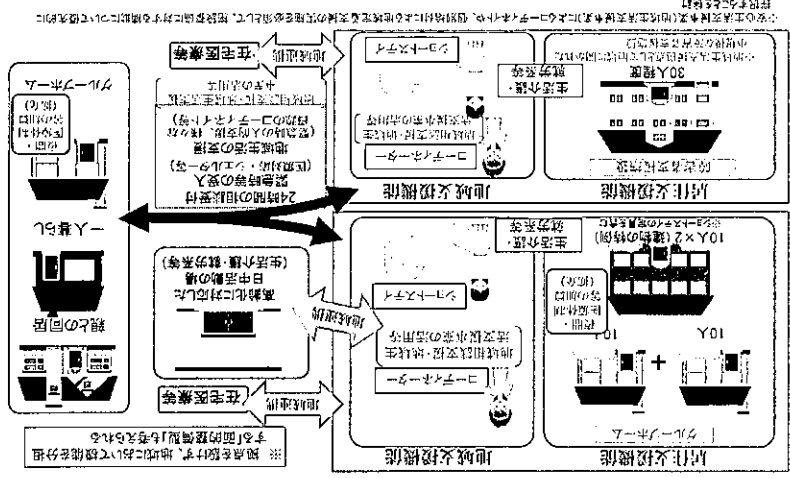
3 障害者の地域生活支援の支援

【基本指針の考え方】

国の基本指針では、障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（平成25年10月11日：障害者の地域生活の推進に関する検討会）を踏まえて、新たに今後の地域における障害者の生活支援のために求められる機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の拠点整備について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点を整備することとしています。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想
（地域生活支援拠点）

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



【沖縄県の現状】

- 障害者の地域での生活支援のため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などで支援を行っていますが、国の基本指針に示されたような居住支援機能と地域支援機能が一体的な運用が図られている事例はまだありません。
- しかしながら、障害者の高齢化・重度化の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていける社会を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築は必要です。
- そのためには、居住支援機能としての障害者支援施設（又はグループホーム）と地域支援を行うための体制（在宅医療や緊急時の相談受付、緊急時の受入等）の連携体制（ただし、必ずしも障害者支援施設等が連携している必要はなく、相談支援事業所と短期入所事業所との連携による拠点化も可能である。）については、各々の地域でどのような社会資源があり、また拠点として活動するための体制が整えられているかなど、十分に検討する必要があります。
- 島しょ県である沖縄県の地理的条件等から、各市町村に十分な社会資源が整っている状況にはないことから、当面は各圏域別で整備を行う必要があります。

【第4期計画の成果目標】

- 沖縄県としては、国の基本指針に基づく地域生活支援拠点について、平成29年度末までに各障害保健福祉圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）に各1箇所以上の整備を行うことを目標とします。

【目標達成のための具体的な取組】

- 地域生活支援拠点の整備について、地域での課題に応じて、障害者入所支援施設やグループホームを核とする体制（あるいは、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備））について、相談支援、地域支援機能などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて検討を進める必要があることから、各圏域自立支援連絡会議にて、圏域別の整備の内容について議論するよう働きかけていきます。
- 地域生活支援拠点の整備にあたり、平成27年度以降に国が実施する地域生活支援拠点整備推進モデル事業の好事例等を各圏域自立支援連絡会議に提供します。

4 福祉施設から一般就労への移行

障害者の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素であり、第1期計画から取り組んできたところです。

平成18年以降、障害者雇用促進法等の改正により、障害者への就労支援策の拡充が図られ、また法定雇用率が引き上げられ（平成25年4月から、民間企業は1.8%から2.0%に引き上げ）、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が拡大するなど、障害者の就労に関する環境の改善が図られています。

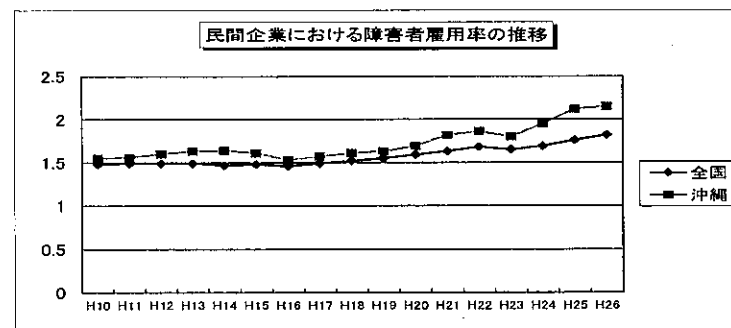
本計画では、国の基本指針に示された、従来の福祉施設から一般就労への移行に加え、新たに就労支援事業所の利用者数の増及び就労移行支援事業所の就労移行率について成果目標を設定しました。

県は、障害福祉サービス事業所や労働関係機関等と連携しながら、障害者の一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害者が地域で自立した生活が送れるよう、就労意欲の向上に取り組めます。

◇沖縄県の障害者の就労状況

沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、平成26年6月1日において、全国平均の1.82%を上回る2.15%となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.0%を達成しています。

また、平成25年3月の特別支援学校（高等部）卒業者282人のうち、64人が就職しており、就職率は22.7%となっています。



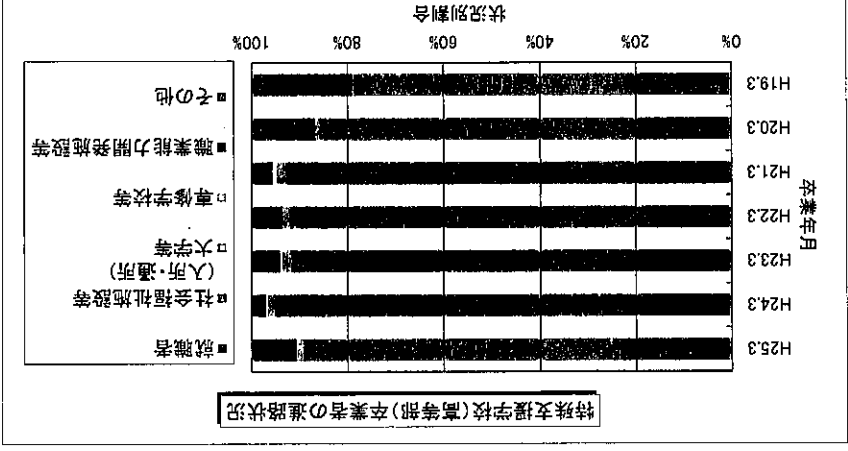
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
全国	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82
沖縄	1.55	1.56	1.6	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15

出典：平成26年11月26日、沖縄労働局発表（調査時点：毎年6月1日）

特別支援学校(高等部)卒業生の進路状況

区分	卒業年月		卒業生の進路状況											
	総数	就職者	社会福祉施設等入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力開発施設等	その他	就職者	社会福祉施設等入所・通所	大学等	専修学校等	職業能力開発施設等	その他	
平成16年3月	204	48	104	4	2	-	46	201	116	1	5	38	47	
平成17年3月	201	40	116	1	1	1	38	227	108	5	2	47	44	
平成18年3月	227	58	108	5	2	2	25	239	135	1	6	44	25	
平成19年3月	239	53	135	1	0	0	7	210	157	4	2	7	9	
平成21年3月	210	38	157	4	2	2	9	266	199	4	0	8	8	
平成22年3月	266	46	199	4	0	0	8	240	175	5	1	6	8	
平成23年3月	240	45	175	5	1	1	4	271	211	4	1	4	4	
平成24年3月	271	47	211	4	4	1	4	282	188	4	0	8	18	
平成25年3月	282	64	188	4	0	0	18							

出典：学校基本調査報告書(件数計集)
 ※平成26年のデータは調査時点では確定値なし



(1) 福祉施設から一般就労への移行

【基本指針の考え方】

○ 国の基本指針では、平成29年度の一般就労移行実績を、平成24年度の2倍以上とすることを基本としています。

【沖縄県の現状】

○ 県は、第3期計画において、従来、国の基本指針を超えてきた実績を踏まえ、計画最終年度である平成26年度には、平成17年度実績(23人)の約10倍となる232人を目標として掲げてきました。
 ○ 県のこれまでの実績は、30頁のグラフのとおり、第1期計画以降、年々増加しているところであり、直近の実績値(平成25年度)は184人となっていきます。
 ○ この結果は、障害者本人の就労意欲の高まりや賃金の向上に加え、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター等による支援及び行政機関(沖縄労働局や県の労働部局、教育委員会等の教育担当部局等)との連携、受け入れる企業側の意識向上(求人環境、職場環境の改善等)などの結果であると推察されます。

○ 今後も福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、職場定着率の向上や障害者を支援する側の賃金の向上が求められます。

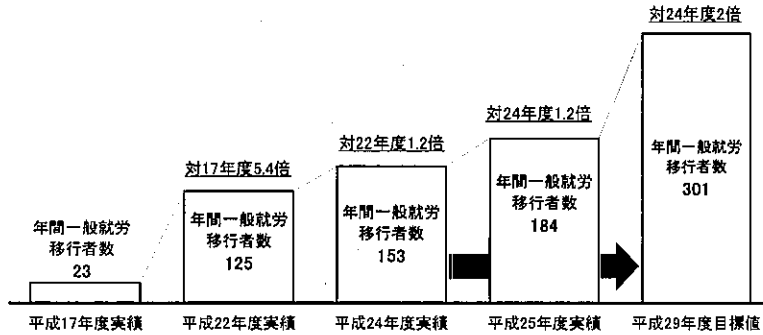
【第4期計画の成果目標】

○ 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度の2倍にあたる301人と設定します。

○ 成果目標値の設定

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間)	【基準値】	平成24年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数とする。
	【目標値】	平成29年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数とする。基準値の2倍とする。

福祉市施設から一般就労への移行等



【備考】

・福祉施設の利用者とは
福祉施設のうち、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)を利用している者をいう。

・一般就労移行者とは
福祉施設からハローワーク経由(雇用契約、雇用保険、最低賃金法の適用)で一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援A型の利用者になった者を除く。

【成果目標達成のための具体的な取組】

- 障害保健福祉施策と労働施策の双方で重層的に就労支援に取り組むため、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所(ハローワーク)をはじめ、専門的な職業リハビリテーションを行う沖縄障害者職業センター、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センター等と連携するとともに、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)、委託訓練事業等の活用を促進します。

項目	数値	考え方
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	【見込数】 245人	平成29年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けられるよう支援見込み者数を設定する。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	【見込数】 17人	平成29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた委託訓練を受講できるよう、その見込み者数を設定する。
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数	【見込数】 230人	平成29年度において、障害者トライアル雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用する必要がある者が活用できるよう、開始者数の見込み者数を設定する。
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数	【見込数】 70人	平成29年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労を受けられるよう、対象者の見込み者数を設定する。

【備考】

・委託訓練事業とは
障害者の態様に応じた多様な訓練を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の様々な就労に必要な基礎知識や技能を付与することを目的とした事業です。

・障害者試行雇用事業(トライアル雇用)とは
障害者の雇用を躊躇している事業主に、一定期間(原則3ヶ月)試行雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、相互理解を促進することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業です。

・職場適応援助者(ジョブコーチ)とは
障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、また障害者の家族に対して、職場定着に向けた助言や配慮を行うなどきめ細かな人的支援を行う者です。

・障害者就業・生活支援センター事業とは
就職や職場への定着が困難な障害者及び職場不適應により離職した者、また離職の恐れのある在職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障害者の雇用の促進と生活の安定を図る事業です。

【2】就労移行支援事業所の利用者の増加

【基本指針の考え方】

○ 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所の利用者を平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指している。

【沖縄県の現状】

○ 平成25年度末の就労移行支援事業所の利用者は717人となっている。

○ 就労移行支援事業所の利用者数は増加するものと見込まれているが、同事業の利用期間が2年間であることから、その間に一般就労を可能とするための知識の取得及び能力の向上が困難となっているケースもみられる。

【第4期計画の成果目標】

○ 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成29年度の就労移行支援事業所の利用者数を平成25年度末の利用者の1.54倍にあたる1,101人と設定します。

【3】就労移行支援事業所の就労移行率

【基本指針の考え方】

○ 国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成29年度末の各市町村管内の就労移行事業所ごとの就労移行率（事業所ごとのある年度の4月1日に支給決定されている者を分母とし、その年度内に一般就労した者を分子として算出する）のうち、当該事業所でその3割以上となる事業所を5割以上とすることを目指すこととしている。

【第4期計画の成果目標】

○ 本計画においては、これまでの実績を踏まえるとともに、市町村計画との整合を図ることから、平成29年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率が率3割以上となる事業所数を4.1倍にあたる40カ所と設定します。

【成果目標達成のための具体的な取組】

○ サーティス等利用計画（個別支援計画も含む）の見直しなど、障害者本人の状況を把握するとともに、一般就労を希望する者については、必要に応じて就労支援事業所を活用するよう促している。

○ 就労移行支援事業所が就業生活支援にかかわるケアマネジメントや障害者本人のニーズに合わせた就労支援を実施できるよう相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センターなどの連携体制を強化します。

○ 障害者が職場に適應できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害者の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業所に働きかけます。

○ 一般就労への移行促進のためには、就労移行支援事業所等が自ら積極的に地域の関係機関と連携を強化し、段階に応じた総合的な支援を行うことが重要となることから、就労移行支援事業所等に対する適切な助言・指導に努めます。

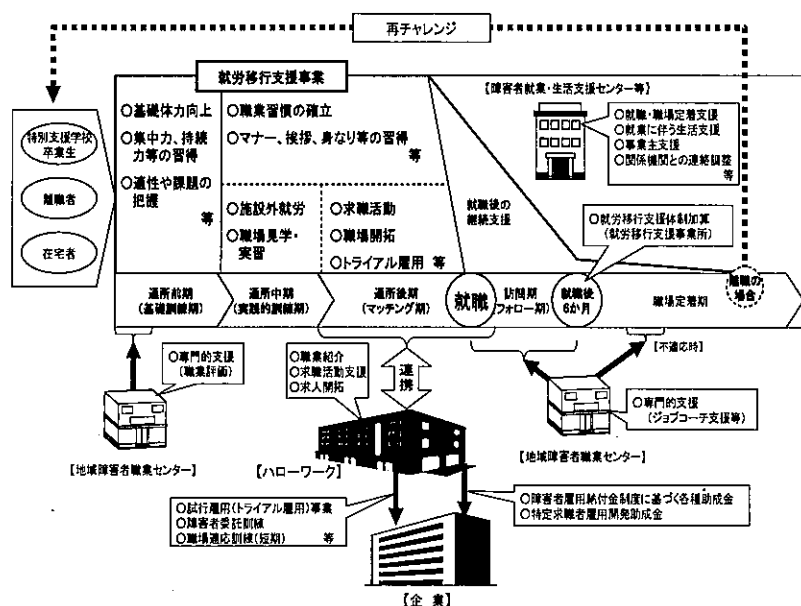
○ 沖縄労働者との関係機関と連携して、就労移行支援事業所等と公共職業安定所の連携を促し、障害者等に対するきめ細かな職業相談、職業紹介を充実させるとともに、能力や職務要件に応じて委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の各種雇用支援制度を活用し、支援を行います。

○ 一般就労支援ノウハウのある企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な教育訓練資源を活用した務労事業や、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用を図り、企業と障害者等の相互理解を深め、その後の雇用活用を支援します。また、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の周知及び活用を図り、受入の円滑化及び障害者の職場定着を支援します。

○ 就労支援を強化するため、福祉・労働・教育等の各分野の関係者で構成される既存の「沖縄県障害者就業支援ネットワーク会議」を活用し、本計画の目標の達成に向けた取り組みを推進するとともに、障害者の雇用に係る総合的な支援を図ります。

また、地域の興情に応じたきめ細かな就労支援が求められており、市町村における支援体制の整備が重要であることから、圏域ごとの既存のネットワークを活用し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の福祉施設、特別支援学校、福祉保健所、医療機関、企業等との関係者や市町村の連携を強化し、地域における就労支援を推進します。

就労移行支援事業と労働施策の連携



IV サービスの提供体制の確保

障害者が安心して自立した日常生活や社会生活を営むためには、様々なニーズに応じた障害福祉サービスや相談支援を受けることができる体制づくりが必要で

す。そのため、本計画の期間中である平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービス、障害児支援及び計画相談支援、並びに地域生活支援事業の実施に必要な障害福祉サービスの見込量（活動指標）を定め、各障害福祉サービスの計画的かつ着実な整備を進めていきます。

1 見込みの方法

障害福祉サービス等の見込量は、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、利用者のニーズに対応したサービスの必要な量が確保できるよう、サービスの提供主体である市町村のこれまでの実績を踏まえ、市町村障害福祉計画における見込量を集計したものを基本としています。

(1) 障害福祉サービス、障害児支援及び相談支援

各市町村におけるこれまでのサービス利用実績を基本に、利用者の増加等を見込み、全体として必要なサービス量を確保します。

(2) 地域生活支援事業

各市町村において、障害者等の相談対応や必要な情報の提供、コミュニケーションや移動の支援、日常生活用具の給付・貸与、創作的活動等の機会の提供などについて、障害者のニーズ等を把握し、地域の実情に応じて実施する事業の量を見込みます。

県では、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業などの専門性の高い相談支援事業や、相談支援体制整備事業などの広域的な対応が必要な事業、各種研修事業などについて実施する事業の量を見込みます。

2 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支

援の見込量と確保策

(1) 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談

支援の見込量(年度別)

① 訪問系サービス

サービスの種類

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行支援	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供(乗・代乗含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動支援	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援 サービスです	介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです(※H27年3月現在、県内に当該サービス事業所はありません)。

各年度の見込量

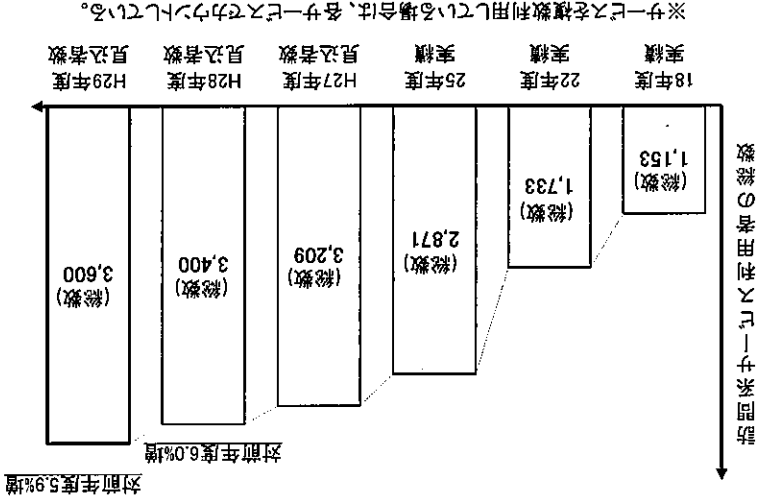
サービスの種類	27年度見込分			28年度見込分		
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
訪問系サービス (居宅介護等)	3,209	131,680	3,400	137,839	3,400	137,839

※ 利用量の単位:時間/月

【見込みの考え方】

- 市町村ごとにこれまでのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の事情等を勘案して、平成29年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者や、難病患者のサービス利用の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が増加すると見込んでいます。

訪問系サービス利用者数の推移



【課題】

- 各圏域どこでも必要な訪問系サービスが利用できるよう、訪問系サービスの実施を図る必要があります。
- 地域で自立した生活を送るため、質の高いサービスが受けられるよう、サービス提供事業者の養成を図る必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助等必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と十分連携しながら、障害者が必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。
- また、多様化したニーズに適切に対応するため養成研修事業の実施などにより人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための養成研修事業の充実を図ります。

② 日中活動系サービス

サービスの種類

サービスの種類	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練(生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

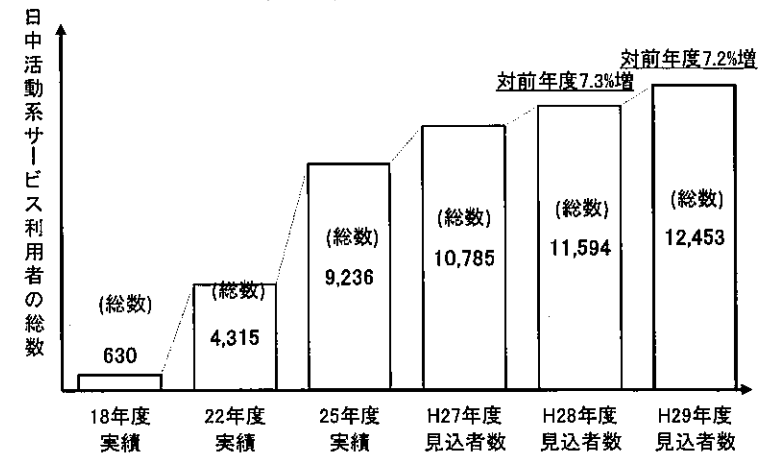
各年度の見込み

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	3,863	79,873	3,988	82,773	4,109	85,505
自立訓練(機能訓練)	76	1,468	84	1,829	98	2,394
自立訓練(生活訓練)	586	10,005	611	10,343	644	10,940
就労移行支援	873	15,286	987	17,130	1,105	19,280
就労継続支援(A型)	1,344	26,871	1,532	30,940	1,732	35,053
就労継続支援(B型)	4,043	75,703	4,391	81,695	4,765	88,006
療養介護	414		417		417	
短期入所	720	5,042	779	5,412	842	5,887
日中活動系サービス合計	11,918		12,790		13,712	

※ 利用量の単位: 人日/月

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

日中活動系サービス利用者数の推移



※療養介護・短期入所は含んでいない。

※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。

【見込みの考え方】

- 市町村ごとにて平成26年度までのサービス利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 特別支援学校卒業者の今後の見通し等を踏まえるとともに、入院中の精神障害者の地域生活への移行や難病患者等のサービス利用の増加を考慮している。また、地域生活への移行や就労支援を推進するため、必要なサービス量を見込んでいます。

- 特別支援学校卒業者のうちサービスの利用が見込まれる者、入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加に對し、障害者の日中活動の場を確保する必要があります。
- なお、生活介護及び就労継続支援B型については、計画的に整備を行うに必要のあるサービスであるため、地域の実情等を勘案し、サービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

【課題】

- 特別支援学校卒業者のうちサービスの利用が見込まれる者、入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加に對し、障害者の日中活動の場を確保する必要があります。
- なお、生活介護及び就労継続支援B型については、計画的に整備を行うに必要のあるサービスであるため、地域の実情等を勘案し、サービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 障害者が必要とする生活介護などの日中活動サービスを受けることができるよう、事業所の設置について、今後の増加が見込まれる日中活動サービスについて、必要見込み量に應じた提供体制の整備を推進します。
- 就労継続支援B型については、地域の実情等を勘案し、法に定める範囲において広域的に調整を行うなど、適切な必要量を確保します。

③ 居住系サービス

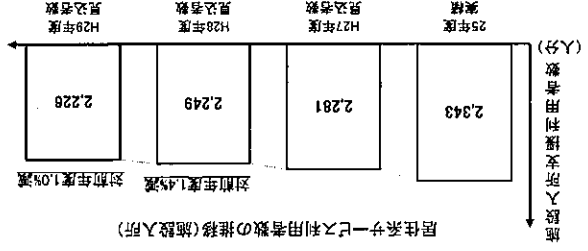
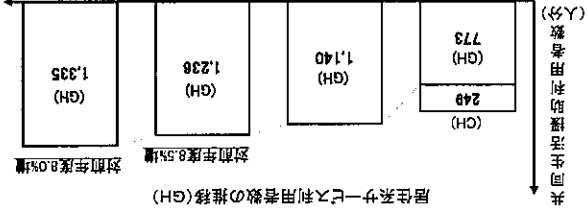
サービスの種類

地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を営む住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、ケアホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象となります。
---	--

各年度の見込量

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
施設入所支援		2,281	2,249	2,226		2,226
共同生活援助		1,140	1,236	1,335		1,335

※ 単位：人/月



【見込みの考え方】

- 市町村ごとにて平成26年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 施設入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行等による利用者及び難病患者のサービス利用の増加を考慮し、共同生活援助(グループホーム)の利用者を見込んでいます。
- 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、平成24年度の施設入所者数から平成29年度末までに約5%減少するものと見込

んでいます。

【課題】

- 施設入所・入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域や民間事業者の理解を促進する必要があります。

【必要な見込量の確保のための方策】

- 地域での生活が見込めるようになった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホームの提供体制の整備を推進します。
- 沖縄県居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等の活用も含めたグループホームの整備に努めるとともに、地域や民間事業者の障害者の理解を深めるための広報啓発を行います。

④ 障害児支援

ア 障害児通所支援

障害児通所支援の種類

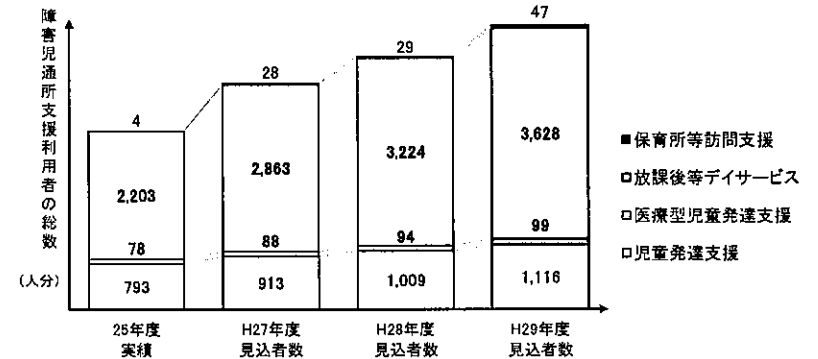
サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。 さらに、通所利用の障害児やその家族への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う場合を「児童発達支援センター」と呼びます。
医療型児童発達支援	児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。

各年度の見込み

サービス種別	27年度見込み		28年度見込み		29年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	913	12,129	1,009	13,843	1,116	15,393
医療型児童発達支援	88	1,399	94	1,468	99	1,577
放課後等デイサービス	2,863	39,554	3,224	44,859	3,628	50,959
保育所等訪問支援	28	188	29	141	47	312

※ 利用量の単位:人日/月

障害児通所支援利用者数の推移



【見込みの考え方】

- 市町村ごとに平成26年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成29年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

【課題】

- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所及び利用者が増加傾向にあるとともに、多様化したニーズに適切に対応するための質の確保の課題があります。
- 保育所等訪問支援の利用が低調であることから、保育所等に通う障害児の支援が必要な保護者等に対してサービス内容を理解してもらうなどの取組に

課題があります。

- 児童発達支援事業者は増加しているものの、各障害に対処出来る専門機能を有し、地域支援を担う児童発達支援センターの福祉型については未設置の状況があります（医療型は2カ所設置）。

【必要な見込みの確保のための方策】

- 未就学児に対しては、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域の身近な障害児支援の窓口として対応できるように、事業所の設置について、適切な助言・指導に努めます。

- 就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。
- また、学校と放課後等サービスセンターのサービスの一貫性が重要なことから、学校と事業所との連携・協働による体制整備を支援します。

- 児童発達支援センターの設置促進については、今後も民間事業者への設置に向けた技術的助言や、周知等に取り組みます。

1 障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や核虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設としての役割を担うことが求められています。
- 医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されており、医療型発達支援センターの役割も担っている施設もあります。今後は、更なる専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組みを進めていくことが求められています。



1 障害児の支援体制について

- 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した、切れ目ない支援を提供することが重要です。そのため、障害児通所支援及び障害児入所支援の提供のみならず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できるだけ早期に障害を発見し適切な対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。
- 桌としては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じて、教育や就労、生活面での一貫した関係機関による重層的な支援が継続されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

年齢に応じた重層的な支援体制のイメージ

年齢に応じた重層的な支援が継続されることを期待。

⑤ 相談支援

サービスの種類

サービス種別	サービスの概要
計画相談支援	障害者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス利用計画とも呼ばれています。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。
地域定着支援	居宅において、単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者及び地域生活が不安定な障害者に、常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。
障害児相談支援	障害児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障害児に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

各年度の見込量

サービス種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	8,306	9,132	10,058
地域移行支援	39	51	75
地域定着支援	57	61	74
障害児相談支援	1,789	2,006	2,235

※ 単位：人/月（一月当たりの利用人数）

ア 計画相談支援及び障害児相談支援

【見込みの考え方】

- 市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、すべての利用者が計画相談支援の対象者となるよう、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。

- モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。

（ア）在宅のサービス利用者のうち、

- ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
- ・それ以外については6ヶ月ごとに実施

（イ）施設入所者については1年ごとに実施

- 障害児相談支援については、計画相談支援に準じて、すべての利用者を対象者とし、継続サービス支援（モニタリング）の期間も勘案し、その数値を見込んでいます。

イ 地域移行支援

- 市町村ごとに平成 26 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成 29 年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。
- 福祉施設からは地域移行を希望する者、又は移行可能な者の数を、精神科病院からは入院している障害者の地域移行の希望を踏まえ、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

ウ 地域定着支援

- 市町村ごとに平成 26 年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案するとともに、地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を含めた数を加えて、必要とする利用者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

【課題】

- すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス利用計画を作成することとなっているが、個々の事例に対応した計画作成のための、相談支援員の確保及びスキルの向上が求められています。

【必要な見込量の確保のための方策】

- すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス利用計画の作成を行うために、引き続き指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び現任の相談支援専門員の資質向上を図り、相談支援体制の充実強化に努めます。

(2) その他必要な見込量の確保のための方策

県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう、総合的かつ効果的に取り組みます。

- ① 指定障害福祉サービス等事業者に対する助言・指導
障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、障害者のニーズに的確に対応したサービス提供がなされるよう、指定障害福祉サービス等事業者に対し助言・指導を行います。
- ② 離島町村等に対する支援
県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議を通し、地域独自の資源開発・改善や複数町村のニーズを集約した事業所進出の働きかけ等、町村の取り組みを支援します。

③ サービスの質の向上

障害福祉サービス等の提供にあたって基本となるのは人材であり、県や市町村、国、事業者は、人材の養成、サービスに対する第三者の評価、障害者等の権利擁護のための取り組みを関係者と連携して総合的かつ効果的に推進します。

④ 先進事例等各種情報の提供

障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを推進します。

⑤ 地域社会の理解の促進

グループホームの設置など、サービスの基盤整備にあたっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進め、地域社会の理解を促進します。

3 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置

【課題】

利用者が安心して適切なサービスを選択・利用し、そのサービスが十分に提供されるためには、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上が必要不可欠です。

- そのため、県は指定障害福祉サービス等に係る従事する職員等の質の向上やサービスの評価、障害者の権利擁護や虐待防止などの取組等、利用者本位の質の高いサービスへの提供に向けた次のような取り組みが必要です。
- 障害福祉サービス従事者等に対する研修制度の充実
- 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
- 障害者等の虐待防止に向けた取り組み

【方策】

(1) 障害福祉サービス従事者等に対する研修制度の充実

- 障害福祉サービス等利用者に対して質の高いサービスを提供するため、サービス提供に係る専門職員等、指定障害福祉サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが求められています。

障害者総合支援法では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置すべきことを定めています。

また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者等の養成も必要とされています。

- 県ではこれまで、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は質の向上を図ることを目的として、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等、各種研修を実施してきました。

サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努めていきます。

- さらに、島しゅう県である本県において、それぞれの地域のニーズに即した福祉サービスが提供できるような人材育成体制づくりに努めます。

区分	実施方法	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
相談支援従事者研修(初任者研修)	委託及び事業者指定	3	300	3	300	3	300
相談支援従事者研修(現任研修)	委託及び事業者指定	1	50	1	50	1	50
サービス管理責任者研修	事業者指定	1	300	1	300	1	300
居宅介護職員初任者研修	事業者指定	17	89	17	89	17	89
重度訪問介護従業者養成研修	事業者指定	9	14	9	14	9	14
行動援護従業者養成研修	事業者指定	6	141	6	141	6	141
同行援護従業者養成研修(一般・応用)	事業者指定	14	205	14	205	14	205
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	1	180	1	180	1	180
障害程度(支援)区分認定調査員研修	県	1	175	1	175	1	175
市町村審査会委員研修	県	1	110	1	110	1	110
主治医研修	県	1	23	0	0	1	23
手話通訳者・要約筆記者養成研修	県	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)	手話 4 要約筆記1	手話80(10) 要約筆記20 (15)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	県	1	20(10)	1	20(10)	1	20(10)
障害者虐待防止研修	県	1	300	1	300	1	300
視覚障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	5	110	5	110	5	110
全身性障害者移動支援従業者養成研修	事業者指定	10	122	10	122	10	122

(2) 第三者評価制度等を活用した障害福祉サービス等の質の向上

- 事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。
- 社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行うことなどにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることとされています。これにより、事業者は事業運営の問題点を把握し、質の向上につなげることとなります。また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。
- 県としても、指定事業所集団指導の場等で、制度の積極的な活用を促していきます。

(3) 障害者等に対する虐待の防止に向けた取組み

- 平成23年に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法という。)が平成24年10月に施行されました。
指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。
- 県では、障害者虐待防止法に基づく沖縄県障害者権利擁護センターを設置し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいるところです。
併せて、市町村に対して、障害者虐待の事案に対する助言・指導を行っています。
- また、相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所の管理者及び従業員等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 市町村事業

① 事業の内容と各年度の種類の見込み

※全体(平成27年度～平成29年度)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 高齢認知症・痴呆事業 ※実施自治体数	15	18	18
(2) 自発的活動支援事業 ※実施自治体数	15	16	16
(3) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業 ※実施自治体数	83	81	81
② 養老相談支援センター等機能強化事業 ※実施自治体数	25	25	25
③ 在宅入居等支援事業 ※実施自治体数	11	11	11
(4) 成年後見制度利用支援事業 ※実施自治体数	68	88	108
(5) 成年後見制度法人後援支援事業 ※実施自治体数	6	11	11
(6) 意思疎通支援事業 ※実施自治体数			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実施自治体数	1,946	1,994	2,046
② 手話通訳者派遣事業 ※実施自治体数	17	17	17
(7) 日常生活用具給付事業 ※実施自治体数			
① 介護・訓練支援用具	137	141	143
② 自立生活支援用具	355	361	364
③ 在宅療養等支援用具	280	287	296
④ 情報・意思疎通支援用具	296	308	315
⑤ 排泄管理支援用具	14,297	14,753	15,201
⑥ 居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	57	61	63
(8) 手話奉仕員養成研修事業	216	223	216
(9) 移動支援事業	1,779	1,867	1,942
(10) 福祉活動支援センター ※実施自治体数	77	79	82
(10) 福祉活動支援センター ※実施自治体数	10,949	10,611	10,949
(12) 障害児療育支援事業 ※指定市・中核市に該当。	0	1	1
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定市・中核市に該当。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実施自治体数(登録見込み者数)を記載	12	12	12
② 暮らし向け通訳・小助員養成研修事業 ※実施自治体数(登録見込み者数)を記載	3	3	3
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定市・中核市に該当。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実施自治体数	50	50	50
② 暮らし向け通訳・小助員派遣事業 ※実施自治体数	20	20	20

平成29年度 区域別

事業名	北部圏域	中部圏域	南部圏域
(1) 理解促進研修・啓発事業	1	7	8
(2) 自発的活動支援事業	1	7	6
(3) 相談支援事業			
① 障害者相談支援事業	26	24	24
養老相談支援センター	1	5	5
養老相談支援センター等機能強化事業	5	10	8
③ 在宅入居等支援事業	1	4	4
(4) 成年後見制度利用支援事業	8	73	20
(5) 成年後見制度法人後援支援事業	0	4	5
(6) 意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実施自治体数	33	853	952
② 手話通訳者派遣事業 ※ 実施自治体数	2	6	6
(7) 日常生活用具給付事業 ※ 実施自治体数			
① 介護・訓練支援用具	8	34	84
② 自立生活支援用具	20	102	212
③ 在宅療養等支援用具	19	86	156
④ 情報・意思疎通支援用具	15	86	190
⑤ 排泄管理支援用具	295	3,479	8,976
⑥ 居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	5	24	26
(8) 手話奉仕員養成研修事業	0	69	93
(9) 移動支援事業	98	874	766
(10) 福祉活動支援センター ※実施自治体数	6	18	50
(10) 福祉活動支援センター ※実施自治体数	62	7,245	3,577
(12) 障害児療育支援事業 ※ 指定市・中核市に該当。	0	0	0
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※ 指定市・中核市に該当。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実施自治体数(登録見込み者数)を記載	0	0	12
② 暮らし向け通訳・小助員養成研修事業 ※ 実施自治体数(登録見込み者数)を記載	0	0	3
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※ 指定市・中核市に該当。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実施自治体数	0	0	50
② 暮らし向け通訳・小助員派遣事業 ※ 実施自治体数	0	0	20

平成29年度 圏域別

事業名	宮古圏域	八重山圏域	合計
(1)理解促進研修・啓発事業	1	1	18
(2)自発的活動支援事業	1	1	16
(3)相談支援事業			
① 障害者相談支援事業	5	2	81
基幹相談支援センター	1	1	13
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	25
③ 住宅入居等支援事業	1	1	11
(4)成年後見制度利用支援事業	7	0	108
(5)成年後見制度法人後見支援事業	1	1	11
(6)意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数を記載	27	181	2,046
② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載	1	2	17
(7)日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載			
① 介護・訓練支援用具	11	6	143
② 自立生活支援用具	13	17	364
③ 在宅療養等支援用具	21	14	296
④ 情報・意思疎通支援用具	14	10	315
⑤ 排洩管理支援用具	1,552	899	15,201
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	6	2	63
(8)手話専任員養成研修事業	24	30	216
(9)移動支援事業	88	114	1,942
(10)地域活動支援センター ※ 実設置見込み箇所数	5	3	82
(10)地域活動支援センター ※ 実利用見込み者数	65	0	10,949
(12)障害児等療育支援事業 ※ 指定都市・中核市に限る。	0	0	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※ 指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	12
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	0	0	3
(14)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※ 指定都市・中核市に限る。			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	0	0	50
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※ 実利用見込み件数	0	0	20

② 事業の実施に関する基本的な考え方

障害者総合支援法により、地域生活支援事業として市町村が実施しなければならない必須事業については、各市町村において同事業の実施が求められることから、市町村に対しその対応方法を明確にするよう促していきます。

また、必須事業以外の事業や障害者等の少ない町村、離島町村等の事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて、事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。

③ 見込量の確保のための方策

事業の実施にあたっては、事業の全部又は一部の外部委託等が可能であることから、社会福祉法人やNPO法人等を積極的に活用するなどにより、柔軟に障害者等のニーズに対応する必要があります。

また、地理的条件により社会資源の少ない離島町村等は、地域の資源を効果的に活用するなど、地域の実情に合った方策で事業を実施していく必要があります。

(2) 果事業
① 事業の内容と各年度の種類の種類ごとの見込量

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害支援センター運営事業	1	850	1	850	1	850
② 障害者就業・生活支援センター事業	5	—	5	—	5	—
③ 高次脳機能障害支援普及事業	2	300	2	300	2	300
④ 障害児発達支援事業	10	—	10	—	10	—
(2) 専門性の高い発達支援を行う者の養成研修事業						
① 発達障害者・要約筆記養成研修事業	—	—	—	—	—	—
② 障害者向け通訳・介助員養成研修事業	—	—	—	—	—	—
(3) 専門性の高い発達支援を行う者の派遣事業						
① 発達障害者・要約筆記養成研修事業	—	—	—	—	—	—
② 障害者向け通訳・介助員養成研修事業	—	—	—	—	—	—
(4) 発達支援を行う者の派遣に係る市町村互いの連携調整事業						
① 発達障害者・要約筆記養成研修事業	—	—	—	—	—	—
② 障害者向け通訳・介助員養成研修事業	—	—	—	—	—	—
(5) 広域的な支援事業						
① 発達障害者地域生活支援広域調整等事業	5	—	5	—	5	—
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	—	—	—	—	—	—
③ 地域生活支援広域調整等事業	—	—	—	—	—	—
④ 発達障害者地域生活支援広域調整等事業	—	—	—	—	—	—

② 事業の種類ごとの実施に関する方法

① 発達障害者支援センター運営事業
社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就業支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っています。また、当事者家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
支援拠点機関の支援コーディネーターによる専門的な相談を実施しています。さらに、研修会・講演会を通じ、高次脳機能障害に関する普及啓発を行います。

③ 障害児発達支援事業
社会福祉法人等に委託し、地域の療育支援施設を9箇所設置して全ての障害児発達支援センターで事業を実施しています。今後、本事業が地域の療育センターの中核になるよう進めていきます。

④ 障害者就業・生活支援センター事業
現在、5区域にそれぞれ1箇所ずつ事業所を指定しており、引き続き委託により実施します。また、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、就業及び日常生活の支援を要する障害者に対して、身近な地域において必要な指導、助言を行い、その雇用の促進及び職業の安定を図ります。

⑤ 相談支援体制整備事業
県内5区域に相談支援に関するアドバイザー（圏域アドバイザー）を配置し、困難事例等に関する助言指導を行うとともに、福祉保健所等と協働で自立支援協議会の運営支援や協議会運営に深く関わる相談支援専門員を養成し、相談支援体制を整備していきます。

⑥ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

① 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業

(ア) 発達障害者支援センター運営事業
社会福祉法人等に事業を委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就業支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っています。また、当事者家族も含めた関係機関との連携を図り、身近な地域での支援体制を整備していきます。

(イ) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
支援拠点機関の支援コーディネーターによる専門的な相談を実施しています。さらに、研修会・講演会を通じ、高次脳機能障害に関する普及啓発を行います。

(ロ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ハ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ニ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ホ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ヘ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ト) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(チ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(リ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ル) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(レ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ロ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(リ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ル) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(レ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ロ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(リ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(ル) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(レ) 発達障害者地域生活支援広域調整等事業
発達障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、医療機関、地域の行政機関、福祉サービス事業者等で構成される沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会を開催し、精神障害者の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(ウ) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

法人等に委託し、聴覚障害者、中途失聴者や難病者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者や要約筆記者を派遣していきます。

(エ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(オ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業

相談支援従事者や障害支援区分認定調査員等の人材養成については、障害福祉サービス等が円滑に実施できるよう必要な人材を確保する必要があることから、計画的に各種研修事業を実施していきます。

(ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(イ) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成 27 年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

(ウ) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、

サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

エ その他の事業

県と市町村の役割分担を踏まえ、必要性の高い事業を選定し、実施していくこととします。

③ 見込量の確保のための方策

ア 専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業

(ア) 障害者等に対し、専門的な相談支援事業及び広域的な支援事業について周知を図り、事業の活用を促進します。

(イ) 関係機関等（相談支援事業従事者、障害福祉サービス事業者、保健、学校等）のネットワークの構築を図ります。

(ウ) 地域の相談支援専門員の資質向上を図るため、圏域アドバイザーを中心に研修会等を行います。

(エ) 圏域ごとに自立支援連絡会議を行い、課題の集約及び情報の共有化を図ります。

イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修及び派遣事業及びサービス・相談支援者、指導者育成事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修、相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

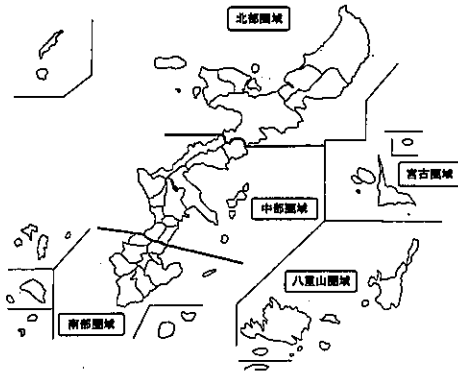
ウ その他の事業

相談支援従事者研修等、各種人材養成研修事業については、研修内容や実施方法等の周知を図り、研修対象者の積極的な受講を促進します。

V 圏域ごとのサービス基盤整備計画について

沖縄県全体

平成29年度目標値



5圏域	41市町村	1,392,818人
北部	1市1町7村	101,272人
中部	3市3町5村	478,619人
南部	5市5町6村	707,219人
宮古	1市1村	53,270人
八重山	1市2町	52,438人

《沖縄県》人口及び年齢構成

計	1,392,818人	100.0%
65歳以上	240,507人	17.3%
18～64歳	845,556人	60.7%
18歳未満	298,717人	21.4%

平成22年国勢調査(総務省)

《沖縄県》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	96,690人	6.9%
身体手帳交付数	67,205人	4.8%
療育手帳交付数	13,594人	1.0%
精神手帳承認件数	15,914人	1.1%

H25 障害福祉課業務資料

《沖縄県》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	44,741人	3.2%
入院数	5,034人	0.4%
通院数	39,707人	2.9%

H24 障害福祉課業務資料

《沖縄県》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	40/41市町村
市町村相談支援事業・窓口数	98 か所

障害福祉課業務資料

《沖縄県》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	84 か所
病院(入院)	25 か所
病院・クリニック等(外来)	59 か所

保健医療部業務資料

《沖縄県》公立学校

小学校	269校	97,178人	
特別支援学級	396学級	1,727人	
中学校	151校	48,206人	
特別支援学級	170学級	695人	
高等学校	60校	44,782人	
特別支援学校	17校	1,988人	
種別内訳	視覚	1校 64人	
	聴覚	1校 57人	
	知的	9校 1,454人	
	肢体不自由	5校 378人	
	病弱	1校 35人	
幼稚部	36人	中学部	466人
小学部	605人	高等部	881人
卒業生数(平成26年3月)	計	423人	
中等部	154人		
高等部	269人		

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
 沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
 ※特別支援学校は平成26年5月時点

公共職業安定所(ハローワーク)における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在登録者数						有効求職者数					就業中	保留中
	身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他					
全県	12,148人	4,195人	1,699人	795人	1,538人	163人	5,840人	2,750人	1,737人	1,241人	112人	2,113人	

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

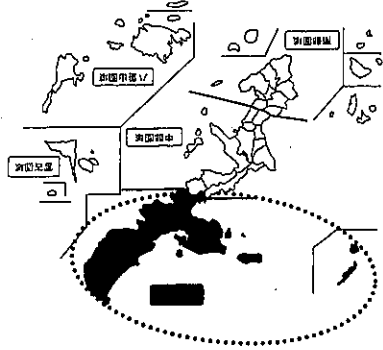
《沖縄県》障害福祉サービスの利用見込者数

注1:下取()書きは前年度からの増減数 単位:人

	平成25年度実績	平成26年度見込	平成27年度見込	平成28年度見込	平成29年度見込
居宅介護(乗降介助除く)	2,171	2,239(67)	2,367(128)	2,508(141)	2,656(148)
重度訪問介護	206	221(14)	238(17)	247(9)	259(12)
行動援護	102	119(17)	134(15)	147(13)	155(8)
同行援護	392	436(44)	470(34)	501(31)	530(29)
重度障害者等包括支援	0	0(0)	1(1)	0(△1)	2(2)
生活介護	3,635	3,760(125)	3,863(103)	3,988(125)	4,109(121)
自立訓練(機能訓練)	54	68(14)	76(8)	84(8)	98(14)
自立訓練(生活訓練)	508	548(40)	586(38)	611(25)	644(33)
就労移行支援	701	785(84)	873(78)	987(114)	1,105(118)
就労継続支援(A型)	947	1,172(225)	1,344(172)	1,532(188)	1,732(201)
就労継続支援(B型)	3,391	3,728(337)	4,043(315)	4,391(348)	4,765(373)
短期入所	625	674(49)	720(46)	779(60)	842(63)
医療型	27	29(2)	31(2)	33(2)	34(1)
福祉型	598	645(47)	689(44)	746(58)	808(62)
療養介護[人分]	413	414(1)	414(0)	417(3)	417(0)
共同生活援助(GH)[人分]	773	1,051(278)	1,140(89)	1,236(96)	1,335(99)
共同生活介護(GH)[人分]	249	0(△249)	0(0)	0(0)	0(0)
施設入所支援[人分]	2,343	2,328(△15)	2,281(△47)	2,249(△32)	2,226(△23)
計画相談支援[人分]	2,283	8,393(4,110)	8,306(1,914)	8,132(826)	10,058(926)
地域移行支援[人分]	6	16(6)	39(23)	51(12)	75(23)
地域定着支援[人分]	42	44(2)	57(13)	61(4)	74(13)
児童発達支援	793	828(33)	913(87)	1,009(96)	1,116(108)
医療型児童発達支援	78	81(3)	88(7)	94(6)	99(6)
放課後等デイサービス	2,203	2,532(329)	2,863(331)	3,224(361)	3,628(404)
保育所等訪問支援	4	16(12)	28(12)	29(1)	47(18)
障害児相談支援[人分]	561	1,318(757)	1,789(472)	2,006(217)	2,235(230)

北部圏域

平成29年度目標値(北部)



名護市、国頭村、大宜味村、奥母、本郡町
今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊地谷村

《北部》人口及び年齢構成

計	101,272人	100.0%
65歳以上	21,047人	20.8%
18~64歳	58,656人	57.9%
18歳未満	20,983人	19.8%

《北部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	7,235人	7.1%
身体手帳交付数	5,139人	5.1%
療養手帳交付数	1,118人	1.1%
精神手帳交付数	978人	1.0%

《北部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	3,231人	3.2%
入院数	450人	0.4%
通院数	2,781人	2.7%

H24 障害福祉課業務資料
H25 障害福祉課業務資料

《北部》公立学校

小学校	48校	7,649人
特別支援学級	学級	148人
中学校	24校	3,941人
特別支援学級	26学級	105人
高等学校	6校	2,745人
特別支援学校	2校	160人
視覚	0校	0人
聴覚	0校	0人
知的	1校	132人
肢体不自由	1校	28人
視覚	0校	0人
幼稚園	2人	42人
幼稚部	2人	42人
小学部	39人	77人
高等部	37人	77人
中等部	12人	12人
高等部	25人	25人

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
※特別支援学校は平成26年5月時点

《北部》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	9/9市町村
市町村相談支援事業・窓口数	8カ所

障害福祉課業務資料

病院(入院)	2カ所
病院・クリニック等(外来)	3カ所
計	5カ所

《北部》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

保健医療卸業務資料	
病院(入院)	2カ所
病院・クリニック等(外来)	3カ所
計	5カ所

【区域別】名護公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

就業中	登録者数	期末現在 有効求職者数				割合
		身体	知的	精神	その他	
保留中						
計	12,148人	4,195人	1,699人	795人	1,538人	163人
身体	5,840人	2,750人	1,737人	1,241人	112人	2,113人
知的	350人	137人	136人	68人	9人	377人
精神	6人	89人	30人	64人	189人	916人
その他	916人	189人	64人	30人	89人	377人
計	916人	189人	64人	30人	89人	377人
地域	916人	189人	64人	30人	89人	377人
割合	7.5%	4.5%	3.8%	3.8%	5.8%	3.7%
計	12,148人	4,195人	1,699人	795人	1,538人	163人
身体	5,840人	2,750人	1,737人	1,241人	112人	2,113人
知的	350人	137人	136人	68人	9人	377人
精神	6人	89人	30人	64人	189人	916人
その他	916人	189人	64人	30人	89人	377人
計	916人	189人	64人	30人	89人	377人
地域	916人	189人	64人	30人	89人	377人
割合	7.5%	4.5%	3.8%	3.8%	5.8%	3.7%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《北部圏域の現状と課題》

○北部圏域は、本島内の他の2圏域(中部、西部)に比べて、圏域の人口に占める高齢者や障害者手帳交付者の割合が高い傾向がある。

作業中

○圏域の課題として、高齢者や障害者に対する支援体制の充実が必要とされている。

○入居中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者を連携させ、地域での生活支援体制を構築し、障害者の地域における自立生活を一層支援する。

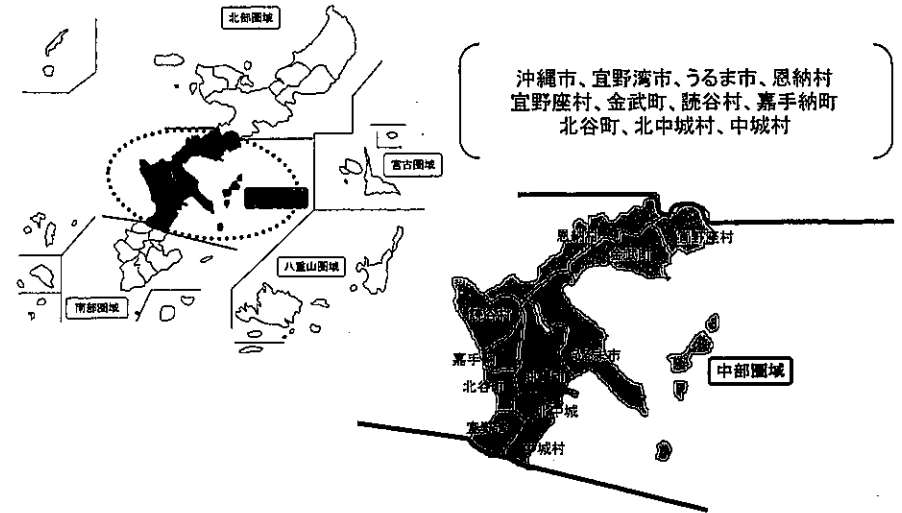
《北部》障害福祉サービスの利用見込者数

	平成25年度 実績利用者数	平成26年度 利用見込者数	平成27年度 利用見込者数	平成28年度 利用見込者数	平成29年度 利用見込者数
居宅介護(乗換介助除く)	90	87 (7)	100 (3)	103 (3)	108 (3)
重度訪問介護	11	12 (1)	11 (△1)	11 (0)	11 (0)
行動援護	0	1 (1)	3 (2)	3 (0)	3 (0)
同行援護	7	8 (1)	9 (1)	10 (1)	12 (2)
重度障害者等包括支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	321	334 (13)	336 (2)	339 (3)	339 (0)
自立訓練(機能訓練)	2	6 (4)	6 (0)	7 (1)	7 (0)
自立訓練(生活訓練)	32	40 (8)	40 (0)	41 (1)	42 (1)
就労移行支援	44	46 (2)	49 (3)	49 (0)	53 (4)
就労継続支援(A型)	37	46 (9)	52 (6)	58 (6)	62 (4)
就労継続支援(B型)	313	340 (27)	364 (24)	385 (21)	407 (22)
短期入所	30	34 (4)	38 (5)	44 (5)	51 (7)
医療型	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
福祉型	29	33 (4)	38 (5)	43 (5)	50 (7)
療養介護【人分】	37	38 (1)	39 (1)	39 (0)	39 (0)
共同生活援助(GH)【人分】	79	131 (52)	137 (6)	142 (5)	150 (8)
共同生活介護(GH)【人分】	64	0 (△64)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設入所支援【人分】	255	262 (7)	260 (△2)	259 (△1)	256 (△3)
計画相談支援【人分】	224	243 (19)	267 (64)	372 (75)	480 (118)
地域移行支援【人分】	1	2 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
地域定着支援【人分】	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
児童発達支援	34	27 (△7)	27 (0)	27 (0)	27 (0)
医療型児童発達支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	154	170 (16)	195 (25)	223 (28)	255 (32)
保育所等訪問支援	0	0 (0)	2 (2)	2 (0)	2 (0)
障害児相談支援【人分】	39	44 (5)	47 (3)	52 (5)	55 (3)

単位:人 注:下段()番は前年度からの増減数

中部圏域

平成29年度目標値(中部)



《中部》人口及び年齢構成

	人数	割合
計	478,619 人	100.0%
65歳以上	79,472 人	16.6%
18~64歳	291,650 人	60.9%
18歳未満	105,875 人	22.1%

平成22年国勢調査(総務省)

《中部》障害者手帳交付数及び人口に占める割合

	人数	割合
計	32,673 人	6.8%
身体手帳交付数	22,247 人	6.8%
療育手帳交付数	4,387 人	0.9%
精神手帳承認件数	6,039 人	1.3%

H25 障害福祉課業務資料

《中部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

	人数	割合
計	16,080 人	3.4%
入院数	1,771 人	0.4%
通院数	14,309 人	3.0%

H24 障害福祉課業務資料

《中部》公立学校

学校種別	校数	人数	
小学校	67 校	35,639 人	
特別支援学級	学級	628 人	
中学校	37 校	18,136 人	
特別支援学級	49 学級	224 人	
高等学校	19 校	14,869 人	
特別支援学校	6 校	1,081 人	
種別内訳	視覚	0 校 0 人	
	聴覚	1 校 57 人	
	知的	4 校 884 人	
	肢体不自由	1 校 140 人	
病弱	0 校 0 人		
幼稚部	28 人	中学部	225 人
小学部	305 人	高等部	523 人
卒業者数(平成26年3月)	計	164 人	
中等部		52 人	
高等部		112 人	

出典:平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
※特別支援学校は平成26年5月時点

南部圏域

平成29年度目標値(南部)



《南部》人口及び年齢構成

計	707,219 人	100.0%
65歳以上	118,486 人	16.8%
18~64歳	433,478 人	61.3%
18歳未満	150,489 人	21.3%

平成22年国勢調査(総務省)

《南部》障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	49,039 人	6.9%
身体手帳交付数	33,762 人	4.8%
療育手帳交付数	7,109 人	1.0%
精神手帳承認件数	8,168 人	1.2%

H25 障害福祉課業務資料

《南部》精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	23,403 人	3.3%
入院数	2,632 人	0.4%
通院数	20,771 人	2.9%

H24 障害福祉課業務資料

《南部》公立学校

小学校	99 校	46,807 人	
特別支援学級	学級	881 人	
中学校	53 校	22,428 人	
特別支援学級	84 学級	327 人	
高等学校	28 校	23,951 人	
特別支援学校	7 校	608 人	
種別内訳			
視覚	1 校	64 人	
聴覚	0 校	0 人	
知的	2 校	299 人	
肢体不自由	3 校	210 人	
病弱	1 校	35 人	
幼稚部	3 人	中学部	159 人
小学部	222 人	高等部	224 人
卒業者数(平成26年3月)	計	197 人	
中等部		82 人	
高等部		115 人	

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
※特別支援学校は平成26年5月時点

《南部》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	16/16市町村
市町村相談支援事業・窓口数	36 か所

障害福祉課業務資料

《南部》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	55 か所
病院(入院)	13 か所
病院・クリニック等(外来)	42 か所

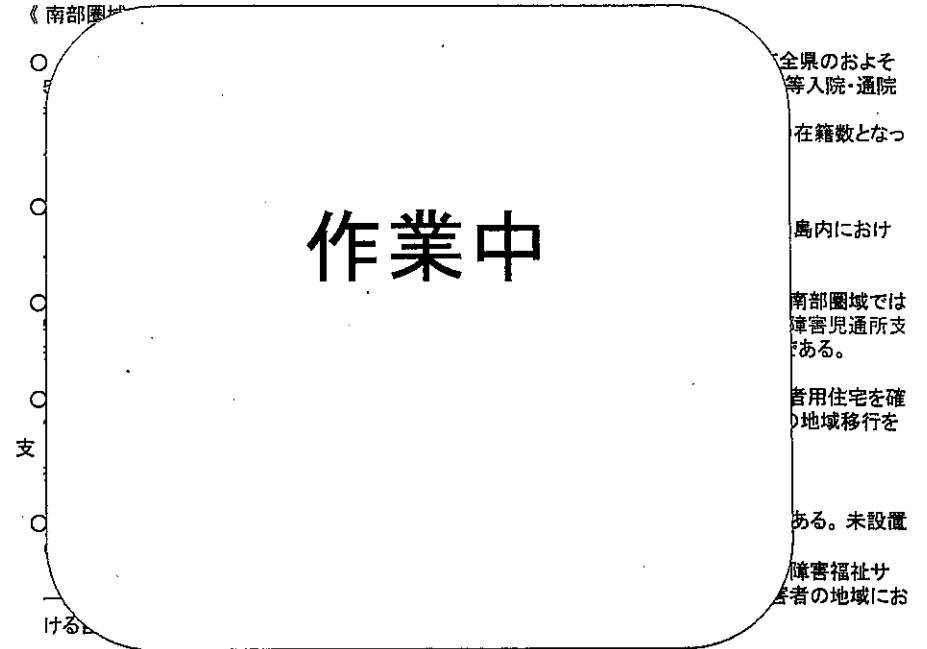
保健医療部業務資料

【区域別】那覇公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在登録者数	有効求職者数					就 業 中					保留中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,699 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	6,407 人	1,932 人	775 人	378 人	713 人	66 人	3,033 人	1,512 人	876 人	592 人	53 人	1,442 人
割合	52.7%	46.1%	45.6%	47.5%	46.4%	40.5%	51.9%	55.0%	50.4%	47.7%	47.3%	68.2%

「職業安定年報」平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《南部圏域



- 入院中の精神障害者の地域移行を円滑に進めるため、早い時期から医療・保健・福祉の各関係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備を行う

【南都】障害福祉サービスの利用見込集数

単位：人 注：下段()内は前年度からの増△減数

平成28年度 実績利用数	平成28年度 利用見込数	平成29年度 利用見込数	平成29年度 利用見込数
1,023	1,031	1,039	1,194
74	77	81	84
72	81	86	98
232	242	252	277
0	0	1	1
1,823	1,854	1,874	1,958
37	41	48	61
152	153	162	171
339	367	411	518
394	436	471	578
1,519	1,581	1,789	2,007
285	308	312	354
17	18	19	19
268	288	294	335
222	216	212	212
383	508	539	621
91	(△91)	(0)	(0)
1,141	1,037	1,057	1,048
1,408	4,012	5,549	6,127
2	4	16	44
1	3	10	25
396	433	489	623
30	.35	37	39
1,082	1,209	1,335	1,632
4	6	8	8
378	759	840	1,140

【宮古】人口及び年齢構成

計	65歳以上	18～64歳	18歳未満
53,270 人	12,395 人	29,919 人	10,905 人
100.0%	23.3%	56.2%	20.6%

平成22年国勢調査(総務省)

【宮古】障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	身体手帳交付数	療養手帳交付数	精神手帳承認件数
3,876 人	3,022 人	460 人	394 人
7.3%	5.7%	0.9%	0.7%

H25 障害福祉課業務資料

【宮古】精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

計	入院数	通院数
911 人	64 人	847 人
1.7%	0.1%	1.6%

H24 障害福祉課業務資料

【宮古】公立学校

小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
21 校	17 校	4 校	4 校
3,500 人	1,899 人	1,668 人	1,668 人
28 人	1,899 人	13 人	13 人
特別支援学級	特別支援学級	特別支援学校	特別支援学校
学級	学級	4 学級	4 学級

特別支援学校 1 校 68 人

種別

種別	児童	生徒	学生
視覚	0 人	0 人	0 人
聴覚	0 人	0 人	0 人
知的	68 人	1 人	0 人
肢体不自由	0 人	0 人	0 人
病弱	0 人	0 人	0 人

幼稚部 2 人 中学部 19 人

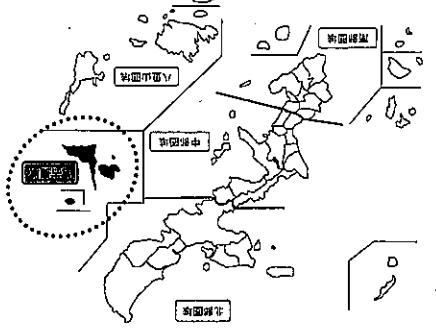
小学部 18 人 高等部 29 人

卒業生数(平成28年3月) 計 12 人

中等部 5 人

高等部 7 人

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
※特別支援学校は平成28年5月時点



宮古圏域

平成29年度目標値(宮古)

《宮古》相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	2/2市町村
市町村相談支援事業・窓口数	9 か所

障害福祉課業務資料

《宮古》精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	2 か所
病院(入院)	1 か所
病院・クリニック等(外来)	1 か所

保健医療部業務資料

【区域別】宮古公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成25年3月末)

	期末現在 登録者数	有効求職者数					就 業 中					保 留 中
		身体	知的	精神	その他	身体	知的	精神	その他			
全県	12,148 人	4,195 人	1,899 人	795 人	1,538 人	163 人	5,840 人	2,750 人	1,737 人	1,241 人	112 人	2,113 人
地域	417 人	199 人	95 人	52 人	44 人	8 人	188 人	84 人	70 人	28 人	6 人	30 人
割合	3.4%	4.7%	5.6%	6.5%	2.9%	4.9%	3.2%	3.1%	4.0%	2.3%	5.4%	1.4%

『職業安定年報』平成25年度(沖縄労働局職業安定部)

《宮古圏域の現状と課題》

作業中

○ 合 計 障害者の数の割合

○ 市町村 によりまして、地域での

○ 市町村 各会を

○ 市町村 障害者

○ 市町村 特に就

○ 市町村 ことが課題

○ 市町村 理解を促進

○ 市町村 が課題

○ 市町村 する。

○ 市町村 福祉の各関

○ 市町村 係者が連携して、障害当事者本人の移行支援を行うとともに、地域における受け入れ体制の整備

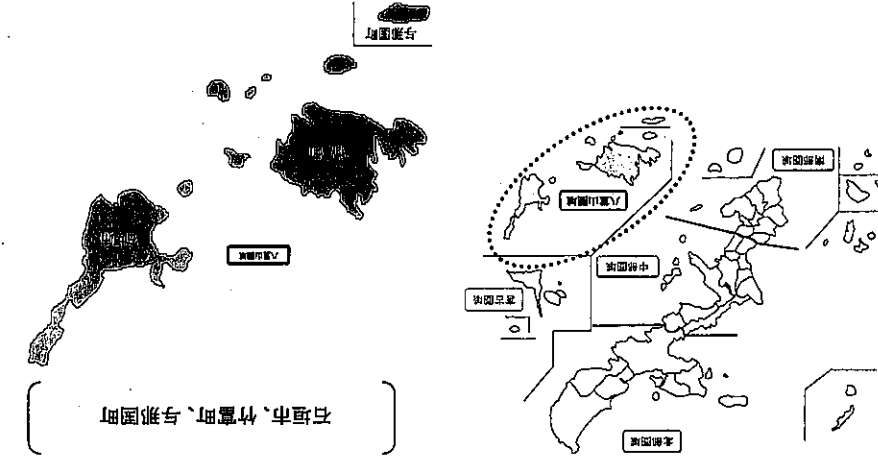
○ 市町村 を行う必要がある。

《宮古》障害福祉サービスの利用見込者数

	単位:人 注:下段()書きは前年度からの増減数				
	平成25年度 実績利用者数	平成26年度 利用見込者数	平成27年度 利用見込者数	平成28年度 利用見込者数	平成29年度 利用見込者数
居宅介護(乗降介助除く)	116	121 (5)	126 (5)	131 (5)	136 (5)
重度訪問介護	10	11 (1)	12 (1)	13 (1)	14 (1)
行動援護	0	1 (1)	2 (1)	3 (1)	4 (1)
同行援護	37	38 (1)	39 (1)	40 (1)	41 (1)
重度障害者等包括支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活介護	150	151 (1)	152 (1)	153 (1)	154 (1)
自立訓練(機能訓練)	1	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
自立訓練(生活訓練)	12	12 (0)	13 (1)	14 (1)	15 (1)
就労移行支援	20	23 (3)	26 (3)	29 (3)	32 (3)
就労継続支援(A型)	0	75 (75)	82 (7)	89 (7)	96 (7)
就労継続支援(B型)	156	178 (22)	180 (2)	182 (2)	184 (2)
短期入所	13	14 (1)	15 (1)	16 (1)	17 (1)
医療型	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉型	13	14 (1)	15 (1)	16 (1)	17 (1)
就業介護【人分】	12	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
共同生活援助(CH)【人分】	37	51 (14)	56 (5)	61 (5)	66 (5)
共同生活介護(CH)【人分】	8	(△8)	(0)	(0)	(0)
施設入所支援【人分】	119	117 (△2)	116 (△1)	115 (△1)	113 (△2)
計画相談支援【人分】	43	51 (8)	58 (5)	61 (5)	66 (5)
地域移行支援【人分】	3	4 (1)	4 (0)	4 (0)	4 (0)
地域定着支援【人分】	35	32 (△3)	28 (△4)	24 (△4)	20 (△4)
児童発達支援	15	16 (1)	17 (1)	18 (1)	19 (1)
医療型児童発達支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	31	37 (6)	40 (3)	43 (3)	46 (3)
保育所等訪問支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援【人分】	3	8 (5)	9 (1)	10 (1)	11 (1)

八重山圏域

平成29年度目標値(八重山)



【八重山】人口及び年齢構成

計	52,438人	100%
65歳以上	9,107人	17.4%
18～64歳	31,853人	60.7%
19歳未満	11,355人	21.7%
平成22年国勢調査(総務省)		

【八重山】障害者手帳交付者数及び人口に占める割合

計	3,887人	7.4%
身体手帳交付数	3,012人	5.7%
療育手帳交付数	520人	1.0%
精神手帳未交付数	335人	0.8%
H26 障害福祉課業務資料		

【八重山】精神科病院への入院・通院患者数及び人口に占める割合

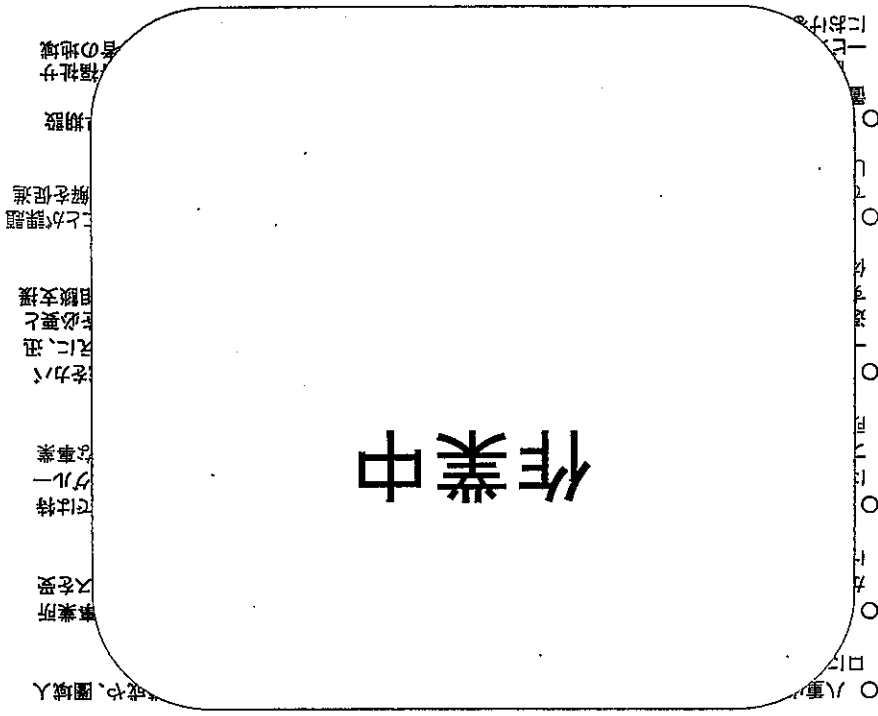
計	865人	1.6%
入院数	52人	0.1%
通院数	813人	1.6%
H24 障害福祉課業務資料		

【八重山】公立学校

小学校	34校	3,583人
特別支援学校	44人	
中学校	20校	1,802人
特別支援学校	7学級	26人
高等学校	3校	1,549人
特別支援学校	1校	71人
特別支援学校	1校	71人
種別		
視覚	0校	0人
聴覚	0校	0人
知的	1校	71人
肢体不自由	0校	0人
病弱	0校	0人
幼稚部	1人	21人
幼稚園	1人	21人
小学部	21人	28人
高等部	21人	28人
中等部	13人	
卒業生数(平成28年3月)	計	3人
高等部		10人

出典：平成25年度 学校基本調査(県統計課)
沖縄県の特別支援教育(県教育委員会)
※特別支援学校は平成26年5月時点

作業中



《八重山圏域の現状と課題》

【区域別】八重山公共職業安定所管轄区域における障害者の登録状況(平成28年3月末)

始末現在	登録者数	身体	知的	精神	その他	割合
有効求職者数						
保留中	登録者数	身体	知的	精神	その他	
全県	12,148人	4,195人	1,699人	795人	1,538人	163人
	5,840人	2,750人	1,737人	1,241人	112人	2,113人
地域	483人	234人	118人	64人	48人	84人
	195人	88人	75人	30人	2人	54人
	4.0%	5.6%	6.9%	8.1%	3.1%	2.5%
	3.3%	3.2%	4.3%	2.4%	1.8%	2.8%

【八重山】相談支援事業関係(平成26年6月現在)

自立支援協議会設置済市町村数	2/3市町村
市町村相談支援事業・窓口数	11か所
障害福祉課業務資料	

【八重山】精神科病院数(平成25年6月1日現在)

計	2か所
病院(入院)	1か所
病院・クリニック等(外来)	1か所
保健医療卸業務資料	

【八重山】障害福祉サービスの利用見込者数

単位:人 注:下段()書きは前年度からの増△減数

	平成25年度 実績利用者数	平成26年度 利用見込者数	平成27年度 利用見込者数	平成28年度 利用見込者数	平成29年度 利用見込者数
居宅介護(養護介助除く)	121	133 (12)	151 (18)	169 (18)	187 (18)
重度訪問介護	2	3 (1)	4 (1)	5 (1)	6 (1)
行動援護	9	10 (1)	12 (2)	14 (2)	16 (2)
同行援護	0	1 (1)	2 (1)	3 (1)	4 (1)
重度障害者等包括支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
生活介護	147	154 (7)	168 (14)	184 (16)	200 (16)
自立訓練(機能訓練)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)
自立訓練(生活訓練)	3	3 (0)	8 (5)	8 (0)	8 (0)
就労移行支援	25	24 (△1)	8 (△16)	8 (0)	14 (6)
就労継続支援(A型)	52	67 (15)	81 (14)	95 (14)	109 (14)
就労継続支援(B型)	151	158 (7)	165 (7)	175 (10)	185 (10)
短期入所	22	28 (6)	29 (1)	31 (2)	35 (4)
医療型	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉型	22	28 (6)	29 (1)	31 (2)	35 (4)
療養介護[人分]	11	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)
共同生活援助(GH)[人分]	38	43 (5)	48 (5)	52 (4)	57 (5)
共同生活介護(CH)[人分]	4	(△4)	(0)	(0)	(0)
施設入所支援[人分]	104	104 (0)	103 (△1)	104 (1)	115 (11)
計画相談支援[人分]	168	189 (21)	198 (9)	207 (9)	218 (9)
地域移行支援[人分]	1	1 (0)	4 (3)	4 (0)	4 (0)
地域定着支援[人分]	3	3 (0)	5 (2)	5 (0)	5 (0)
児童発達支援	38	46 (8)	55 (10)	65 (10)	75 (10)
医療型児童発達支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)
放課後等デイサービス	107	128 (21)	148 (20)	168 (20)	188 (20)
保育所等訪問支援	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)
障害児相談支援[人分]	40	48 (8)	54 (8)	61 (7)	69 (8)

